

第百二回 参議院農林水産委員会會議録第二十号

昭和六十年六月四日(火曜日)  
午前十時開会

委員の異動

五月三十日  
辞任 志村 哲良君  
補欠選任 小林 国司君

六月三日  
辞任 堀出 啓典君  
補欠選任 中西 珠子君

六月四日  
辞任 中西 珠子君  
補欠選任 堀出 啓典君

出席者は左のとおり。

委員長 北 修二君  
理事 高木 正明君  
谷川 寛三君  
最上 進君  
村沢 牧君  
藤原 房雄君

委員

岩崎 純三君  
浦田 勝君  
大城 眞順君  
岡部 三郎君  
熊谷太三郎君  
小林 国司君  
坂元 親男君  
竹山 裕君  
初村浩一郎君  
星 長治君  
水谷 力君  
稲村 稔夫君

國務大臣

農林水産大臣 佐藤 守良君

政府委員 農林水産大臣官房長 田中 宏尚君

農林水産省構造改善局長 井上 喜一君

事務局側 常任委員会専門員 安達 正君

本日の會議に付した案件  
○農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(北修二君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る五月三十日、志村哲良君が委員を辞任され、その補欠として小林国司君が選任されました。また、昨日、堀出啓典君が委員を辞任され、その補欠として中西珠子君が選任されました。

○委員長(北修二君) 農業者年金基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。  
○山田謙君 農業者年金基金法の改正案について

の審議に入る前に、それと関係があるわけなんです。すが、どうしてもこれは大臣に聞いておきたいということがありますので、明快な御答弁をまずお伺いしておきたいというふうに思うわけでありま

農業者年金基金法が制定されてからもう二十五年もたっているわけでありまして、当然その法律は、日本の農業構造を改善していくというのを考えてあの法律をつくったとあるというふうに思

それからもう一つは、もし所期の目的がなかなか達成されていないとすると、その原因はどこにあるかという問題。

それから、それを踏まえて、これから今後どういうふうな点にどういうふうな努力を傾けていき

か、その点をまずお伺いしておきたいと思うわけ

○國務大臣(佐藤守良君) 山田先生にお答えいた

実は、先生の御指摘のとおりでございます。そ

計画に基づいていろいろな措置を実施いたしました

うな現状でございます。それはなぜか、私は四つの大きな原因があろう

かと思っております。その一つは、農地の資産的

先祖伝来の土地に対する執着から土地を手放すこ

とに抵抗感があること。それから三つ目には、雇

用機会の地方分散、交通条件の整備等に伴いまし

て通勤兼業農家が増加したこと。それから四つ目

には、機械化、省力化の進展等により兼業農家が

短時間の就業によって稲作を継続することが可能

となったこと等によるものと考えております。そんなことでござい

い高齢農家の増加とか、あるいは作付規模による

生産性格差の拡大、あるいは借地を中心として農

地流動化が進展する等の条件がやがて熟してきた、

このように考えております。そんなことで、従来から借地による規模拡大を含めて農地流動化を促進することとし、農用地利用増進事業を基軸として各種の施策を積極的に実施しておりますが、実績を見てもぼつぼつ一定の成果を上げてきておる

ことをねらった農業者年金基金法が十分な成果が上がつたというふうに考えられるか、そしてまた、この法律がなかなか所期の目的がうまく達成されていまいというふうに考えられるか、その理由あるいは現状というふうなものについてお伺いしたいと思ふんです。

○政府委員(井上喜一君) 農業者年金制度は、発足して十四年を経過してきているわけですが、農業者年金が当初的といつたしました経営の若返りを通じて経営の近代化なり、あるいは農地保有の合理化を推進していく、そういうことについては一応の成果は上げてきているというふうに考えるわけでございます。

具体的に申し上げますと、まず経営移譲を主体とする年金でございますので、当然のことといつたしまして経営の若返りということが言えるわけでございます。この点について見ますと、制度の発足前では三十五歳未満に経営を移譲していくのは大体六・一・六でございました。三十五歳から三十九歳が一・三・三、四十歳から四十四歳が一・二・二、四十五歳以上が一・四・四という割合になつていたわけでございますが、制度発足後、これは五十一年から五十八年度までをとつておきますが、それを見ますと、三十五歳未満の経営主は八二・八％、三十五歳から三十九歳が一・三・八％、四十歳から四十四歳が二・七％、四十五歳以上が〇・七％、こういうことになつておりまして、若返りの方では相当の効果が出てきているというふうに考えるわけでございます。

その次に、細分化防止でございます。これは後継者移譲を特に念頭に置いたわけでございますけれども、これにつきましても面積の面から見てもいりますと、この制度の発足前といひますと、制度がまだ有効に機能する前でございます四十六年から五十年と、それから制度が機能し始めてからの五十一年から五十五年までの対比でございますが、後継者への一括移譲の割合を見ますと、四十六・五十年が六六・五％、それから五十一年―五十五年が七八・一％というぐあいになつて

おりまして、一括移譲の割合が高まつてきておりまして、細分化防止効果もそれなりに効果を上げてきているというふうに思ふわけでございます。

それから、直接経営規模拡大に寄与いたします第三者移譲につきまして、これは五十八年の四月から五十九年の三月までを見ますと、都府県と道南につきましても、譲り受け前の平均面積が一・八五ヘクタール、これが譲り受け後につきましても平均二・四五ヘクタールというふうに規模拡大が見られますし、道北につきましても、譲り受け前の面積の十七・三ヘクタールが譲り受け後平均で二十一・二五ヘクタールと、こういうふうになつてきているわけでございます。こういうことで、かなり第三者移譲につきましても規模拡大効果が出てきているというふうに見られるわけでございます。

なお、後継者移譲につきましても細分化防止というの最低の効果でございます。それからさらに経営規模を拡大していく、そういうきっかけになつたわけでございますが、後継者移譲後の経営面積の動向を見てまいりますと、いずれもこれは規模の拡大傾向が見られるわけでございます。国民年金に加入しております後継者を見ますと、例えば経営移譲を受けた面積が一・五八ヘクタール、これが三年ぐらいたちますと一・七五ヘクタール、あるいは三年から五年ぐらいたちますと一・五四ヘクタールだったものが一・六七ヘクタール、こういうふうに順次経営規模を拡大してきている。つまり、若い経営者によります経営規模の拡大が漸次見られるようになってきているというふうに思ふわけでございます。

○山田議員 おいおいいろいろ御質問していきましますから、今、局長のお話をそのまま受け取っておきますけれども、私は局長がおっしゃるようなうな物すごい成果がこれによって上がったというふうには考えないわけでありまして、

もう一つ非常に問題だと思ふのは、農業者年金制度というのは、昭和四十二年ですか、亡くなつた佐藤総理が演説の中で、農民にも恩給をという

ふうなキャッチフレーズでもそもそ始まつたものであるというふうに聞いているわけですが、ところが、それに対して構造改善というふうな内容のものも目的にしようというふうなことで、いわば異質なものを一緒にくっつけてそれで一つの法律をつくり上げていったというふうな感じがしてならないわけですが、これはできてしまつたことですから仕方ありませんが、内容的にはそういう老後の保障という問題、これは佐藤総理もそこをねらつたんだと思ひますけれども、それにくっつけてたまま構造改善というふうなことも中へ入れていった。こういうどちらかというと質の変わったものを一緒に法律でもつてやろうというふうな考えたとともに、私は非常に大きな問題があらうかというふうに思ひます。

ちよつと私もこれは例が悪いけれども考えてみたら、ちよつと一つのおりの中に犬と猿と一緒に入れて、どちらも食わないえさをやっていると、うなうな感じがしてならないわけですね。ですから、老後保障という面でもどうもびんとこない、あるいはまた、本当の意味の構造改善のためになつてきていないというふうな、犬も猿も両方余り好かないようなえさをくれていたところに、私は問題がありはしないかという気がしてならないわけですが、だから、一つのおりの中に入れたのはいいけれども、やっぱりびつと区別して、犬は犬のえさをやり、猿には猿のえさをやらなくや、犬も猿もうれしく思わないというふうなことが、この法律でもちよつと見えるのじやないかと、うなうな気がしてならないんですが、まずそこら辺のところをどう思ひますか。

○政府委員(井上喜一君) 農業者年金制度の発足は、御案内のとおり佐藤総理が総選挙のときに農民にも恩給をという公約をされました、それが発端になりまして発足したものでございます。農林、厚生両省におきまして、この制度をどのように具体化するかにつきましてもいろいろ検討を行つたわけでございますが、両省とも最終的には現在のような制度の骨子に結論としてたどりつた

ということでございます。そういう骨子をもとにして現在の年金制度ができたわけでございます。

この年金制度の見方につきましては、今指摘をされましたような見方もあるかと思ひますけれども、私も、私どももいたしましては、自営業者等の老後保障といひますのは国民年金で行うというのが原則でございます。そういう制度がありますときに、どのような形で農業者に年金制度をつけていくか、こういうことを考えた制度でございます。経営移譲といひますか、構造政策と老後保障というものを合わせまして一つの制度につくり上げていったということでございます。つまり、経営移譲をするということと老後保障とを組み合わせまして現在の年金制度をつくつたということでございます。私は確かに両面の見方があるかと思ひますけれども、やはりこの制度も国民年金の給付と合わせまして老後の保障を図るということと同時に、農業構造の改善を図る政策策金としての役割を高めていくということもできるものと考へておりまして、今後の制度の充実なり運用というのはそういう線に沿つて考えていくべきだろうというふうに思ふわけでございます。

○山田議員 老後の保障ということ、これはまさしく佐藤総理が考えられた一番大きな目的であつたんじゃないかと思ふんですが、それには当然、普通の雇用労働者については厚生年金なり恩給というふうなものがある。それに対して、同じように一生懸命働いておりながら、農民の方にはそれに相当するものが全然ないというふうなことを考えられて恐らく佐藤総理はそう言われたと思ふんです。今おっしゃつたように、国民年金があるというところですけれども、後から話を出しますが、厚生年金や共済組合の年金なんか比べればまだまだずっと低いわけでありまして、やはり普通の働く労働者並みというふうなことを考えれば、そこに佐藤総理が考えられたような特別な制度を持つてきませんという農民の老後保障ということではやはり足りなくなる、そういうことだと思

うんですね。ところが、そういう考え方が一本法律の中に貫かれているかという、私は必ずしも貫かれていない。

構造改善の方はどうかという、構造改善がどうしてこの老後保障と結びついたか、その結びつきはよく私にはわからないですけれども、この面でも、後でまたお話ししますが、不徹底のそしりを免れないというふうに私は思えてならないわけです。

その一つ、一番端的な例として遺族年金、遺族の問題があると思うんです。つまり経営移譲したお父さん、お母さんですね、まあお父さんでしようけれども、お父さんが亡くなって奥さんが残ったというふうな場合に、全然その年金が考慮されてない。今度一時金というふうな非常に消極的な方法でその場をちょっと糊塗しているようですけれども、おおよそ年金とはほど遠いような待遇を受けているわけですね。そういうところを見ますと、せっかく佐藤総理が農民にも恩給をと言っていて、当然その陰には本人が亡くなった奥さんにも保障するんだという気持ちがあったと思えます。ほかの雇用労働者、恩給はそうなっているんですから。ところが、全然その考えが取り入れられていない。ですから、お父さんが死んでしまえば、奥さんは一生懸命に農業にいそんでいた人であつても全然保障がないというふうな形になるんですけれども、そこら辺が私はこの法律が老後の保障という面で一応始まったとはいふものの、非常に不徹底なものになっているんじゃないか。ほかにもそれに相当することはいっぱいありますけれども、それが一番典型的な例として私は言えると思うんですが、その辺どうでしょうか。

○政府委員(井上喜一君) この点につきましては先ほども御答弁申し上げましたが、農業者年金が国民年金の付加年金として制度がつくられているわけでございます。農業者の配偶者の老後保障というの国民年金によって行われるというのが原則でございます。したがって、農業者年金に遺族年金をさらに組み込んでいくというのは非

常に難しい問題でございます。この点につきましては毎回国会の方で議論になるわけでございますけれども、今回の改正法におきましてはこの遺族年金を仕組みというところはしなかったわけでございます。すけれども、農業団体等から強い要請がありました死亡一時金の支給対象を拡大するということで対応したわけでございます。つまり、経営移譲年金を受給いたしました場合には、死亡いたしましたとしても一時金がもらえなかったわけでございますけれども、死亡一時金に満たないような経営移譲年金でありました場合にはその差額につきまして遺族に支給する、こういった改正をしたわけでございます。

いづれにいたしましても、遺族年金といふか、これにつきましては国民年金でもって対応していくというところでございまして、農業者年金においてこういう制度をつくるというのは非常に難しいわけでございます。

○山田謙君 局長が言うように、農民についても国民年金でやるのが建前だというふうなことを言い出しますと、そうするとそもそも農業者年金は一体どういう制度かという問題になります。だから、佐藤総理が言われた考えの底には、やはり農業というものは前にもお話をあったように非常に大事な産業である。それで、そこで働いている人は、比較的雇用労働者に比べれば恵まれない状況にある。そういうところで夜々営々として働いた人、この老後についての特別な保障ということをややはり佐藤総理は考えられたと思うんですね。ですから、今、局長が言うようなことでいくと、それじゃ農業者年金なんか要らないんじゃないか、国民年金の方を充実していけばそれでいいかという話になってしまふ。そうじゃなくて、それプラスして農業者年金という制度をつくったというときには、やはり同じ老後の保障であつても、国民年金プラス一味違った何物かをそこで考えていかなければ、この制度のよって立っている意味がなくなるんじゃないかというふうに思われませんか。そのところはどう

ですか。

○政府委員(井上喜一君) 確かに農業者年金は老後の保障というのを一つの目的にしているわけでございます。すけれども、これは経営移譲を通じて経営の若返りなり農地の細分化防止、さらには経営規模の拡大ということも目的にしているわけでございます。また、老後保障と経営移譲ということが密接に絡んでいる年金でございます。

したがって、単に老後の保障だけを考えた年金でないわけでございます。そういう一定の政策効果を上げつつ、かつ老後を保障していく、こういう制度の仕組みになっておるわけでございます。また、老後保障だけを取り出して農業者年金におきまして議論をするというのは、必ずしも適当ではないのではないかとこのように考える次第でございます。

○山田謙君 だから私最初に、例は余りよくないかと思うけれども、猿と犬を一緒のおりの中に入れて、猿も犬も余り好まないえさをやろうとして、というのを言ったのはそこなんです。一つのおりの中に猿と犬を入れることが間違っていたかもしれないけれども、それはできていたから仕方がない。やっぱり犬は犬として育てていかなければいけない、猿は猿として育てていかなければならないわけ、だから犬には犬の好むようにものをちゃんとくれないけないで、猿と一緒にいるからおまえの食い物は少し我慢しろというふうな言い方はこれはできないはずですよ。だから今の例でいいますと、この話もそのうなで、老後の保障と、それからこつちは構造改善というふうな大事な目的を二つ持つていて、持つていてということは、何も老後の保障の方をこつちのために犠牲にしていとか、構造改善の方を老後の保障のために犠牲にしていとかいう、そういう問題じゃないかと思うんです。

今あなたの言っていることを聞いてみると、何となく老後の保障もあるけれども構造改善の方もあんだから、老後の保障だけをやるわけにはいかないというふうな言い方ですけれども、そうじ

やなくて、老後の保障の方もちゃんとやり、それから構造改善の方もきちんとやっていくという考えがなければ、この制度の意味がなくなるというふうに私は思ふんです。

○政府委員(井上喜一君) 農業者年金が二つの目的を持つていてのは当然のことでございます。さらに農業者年金が国民年金の付加年金であるという性格があるわけでございます。一般的な老後の保障というのは国民年金で行う、そういうことでございまして、それに付加した年金といたしまして農業者年金があるわけでございます。これらを総合的に勘案をいたしますと、農業者年金の老後保障だけを取り出して、それだけを充実していくというのは非常に難しい問題であるということをお願いしているわけでございます。

○山田謙君 私は、それだけをやれと言っているわけじゃないんで、こつちの方もちゃんとやりなさい、こつちの老後保障も老後保障でちゃんとやりなさいというのを言っているんです。

今、局長言ったことで気になるのは、この農業者年金制度というのは国民年金の付加であるというふうな、国民年金が主で、それにプラスアルファするものが農業者年金だというふうなことを言っただけけれども、これは農業者年金基金法の中にはそんなことは書いてないでしよう。だがそんなことを決めたんですか。

○政府委員(井上喜一君) 農業者年金基金法には国民年金の給付とあわせてということを書いておりますので、制度の仕組みといたしましては当然のこととして農業者年金が付加年金になるわけでございます。

○山田謙君 同じことの繰り返しになりますけれども、私はもともとと老齢者の保護といふか、こういうことを考えなきゃ、せっかくの佐藤総理がいい考えを打ち出されたその精神を継いだものにならないというふうに思ふんです。ですから、どうも局長の答弁を聞いておって気になるのは、何かこの法律は二つ目的があるんだからこつちだけ取り上げてやるわけにいかないというふう

な言い方で、こっちのためにこっちが犠牲になつても仕方ないんだというふうな言い方は私はどうも気に入らない。やはり両方一緒にやってくべきである。構造改善を犠牲にしてもならないし、老後の保障というものを犠牲にしてもならない。それをたまたま一緒にあるために、さつきから私が言っているような結果になつてしまふ。こっちもあるんだからこっちは少し犠牲にしてもしようがないんだというふうな、その考え方はどうしても納得できないわけですが、もう一遍答弁してください。

○政府委員(井上喜一君) 農業者年金の中の経営移讓年金、農業者の老齢年金が老齢保障の役割を果たしているというところは事実でございます。ただ、老後保障につきましては、この農業者年金基金法の第一条にございますように、「国民年金の給付と相まつて農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に資するとともに、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与することを目的とする。」というふうな書いてあるわけでございまして、私どももいたしましては構造政策と老後保障との関連はありますもの、さらにそれに加えてまして国民年金の給付ということを考えまして、全体といたしまして老後保障ということを考えていくべきだろうというふうに思う次第でございます。

○山田謙君 同じことばかり言つていても仕方がないからこの辺でやめますけれども、私は、少なくとも農水省のお役人なんですから、余り国民年金がどうしたこうしたということは心配しないでいいから、やっぱり農水省の人は農民のために頑張るというぐらゐな気概を持ってもらいたい。何か国民年金があるんだから、非常に消極的な考えでもって、多少でも付加してくつつけてやればいいんだというふうな考えはぜひやめてもらいたい。これはもう農民のためにどうしても必要だということ、これからは頑張つていってほしい。この制度なんというのは薄れていってしまふ

よ。ただでさえ燃つていても非常に不安定なところがあることですから、よほど頑張つてくれないと、このせつかくのいい制度がだめになつていってしまう、そういう気がしてならないんです。ですから、その一環としてさつきもちよつとお話いたしましたように、遺族というか、奥さんも真つ黒けになつてだんだんと一緒に一生懸命働いて、そのおじいさんが死んでしまつたらあとは何にも、一時金が少しもえらるようになったらうだけれども、これだつて非常に制限があつての話で大した金額じゃありませんわね。とても奥さんの老後保障なんというところに追つてく代物じゃないんです。ですから、そういうことを全然考慮に入れないというのは、私どうしてもおかしいんじゃないかというふうに思いますが、そこをもう一遍言つてください。しかも、これはもう既に五十六年の当委員会でもつての附帯決議に、第三項ですが、ここではつきりと遺族年金も検討することということが書いてあるわけですよ。どういう検討をなされたか、そこら辺も教えていただきたいと思ひます。どうしてこれを入れたのか、そこら辺はどうですか。

○政府委員(井上喜一君) 農業者年金制度が老後保障を全く考えてないということではございまして、老後保障ということと経営移讓というのを関連づけて制度の中に仕組んであるわけでございます。確かに前回、あるいはその前もそうだと思いますけれども、この参議院の農林水産委員会におきまして附帯決議で遺族年金等について検討をするようにと、こういうのがございすけれども、私どももいたしましてはこれは制度の基本にかかわる問題と考えております。やはり国民年金の付加年金としての性格はあるわけでございます。そういうのを土台にいたしまして、さらに経営移讓との関連も考えて老後保障を考えていく、そういう枠組みといいますか、基本を崩すことはなかなか難しい、こういうようなことに今回の検討におきまして到達したわけでございます。私どもも

いたしましては、繰り返すようでございますけれども、やはり農業者年金制度は国民年金の付加年金とするという、そういう前提の上で経営移讓と老後保障を相互に考えましてバランスのとれた年金制度としていく必要がある、このように考えているわけでございます。

○山田謙君 それじゃ具体的に、今私ちよつと話しましたように、おじいちゃんとおばあちゃんが一生懸命やつて真つ黒けになつて働いておじいちゃんがぽっくり死にやつた、その場合に奥さんの保障は一体だれがどういう格好でやるんですか。

○政府委員(井上喜一君) したがしまして、六十五歳未満であります場合には原則的に国民年金の中の遺族年金で対応をすることと思ひますし、本人が六十五歳以降になりましたら国民年金からの年金支給が行われる、このように考えるわけでございます。

○山田謙君 それじゃ老齢年金のありがたみは何にもないんじゃないですか。やっぱり農業者年金というものがちゃんとあつて、それで少なくとも老後を保障しようというその老後の中には、やっぱり当然それはおじいさんとおばあさんが一緒に働いていていけるというその実績を考へていけるわけであつて、あなたが言うようなことを言へば、それは厚生省の人はそういうことを言つてもいいけれども、農水省の局長さんとしての言葉とは思へないですな。やっぱり一緒に頑張って努力したおばあちゃんだつて見てやろうという気が全然起きないんですか。

○政府委員(井上喜一君) 繰り返すようでございますが、農業者年金は主として経営移讓をいたします場合に経営移讓年金を受ける、あるいは六十五歳以上については加えて老齢年金を受け、こういうことによりまして経営の若返りなり、あるいは農地の細分化防止をするということにあわせまして老後保障を行う、こういう目的を持っていてございまして、ただ単に老後保障をするということではございませんので、老後

保障につきましては国民年金とあわせて考えていく必要がある、そのように考えている次第でございます。

○山田謙君 ただ単にと言うけれども、これは非常に大事なところなので、だからこれをやつてもらわなきゃ、ただ単にと言つたつて困るんですよ。だから、経営移讓といたつたつて、それは経営の主体が移るとかなんとかということを言つていまずけれども、今はおじいちゃんだといつても、実質的に考えると、場合によってはおばあちゃんの方が一生懸命頑張つていられる場合もあるかもしれません。その二人一体となつて農業経営をやつていた人たちがですね。だからそれを全然考えない、あとは国民年金でいいんだというのじゃ、ちよつとこれはどう考へても農業者年金制度の趣旨からいって、あるいは佐藤総理が農民にも恩給を言つたその言葉からいつてもどうも納得できない話なんだけれども、そこら辺どういふ検討をなさつたか、もう一遍言つてください。

○政府委員(井上喜一君) 答弁を繰り返すようでございますけれども、農業者年金制度の仕組みについてはただいま申し上げたわけでございすけれども、それに年金制度の場合は、一身専属的な権利といひますか権利義務があるわけでございまして、それを飛び越えまして新しい要素を年金の中に持ち込むということはできないわけでございます。

農業者年金制度につきましては、経営移讓をいたしまして、一定の要件を満たした場合に経営移讓年金等が支給されるわけでございす。この年金制度は、経営主でありますけれども、その本人の一身専属的な権利になるわけでございまして、その配偶者等につきましてはそういう権利義務が及ばない、こういう仕組みになつていまして、国民年金で賄うというのが原則になつていましてございす。

○山田謙君 普通の雇用労働者の場合ですと、これはだんなが勤めに出ていって奥さんが家にいる

と、こういう形ですね。ところが、農業の場合はそうじゃなくて、本当に奥さんと旦那が一緒にあって真つ黒になって働いている、こういう姿ですから、労働の実態からいっても、やっぱり雇用労働者とはかなり違うというふうに私は思わざるを得ないと思うんですね。

そういうことですから、そういう農業の実態というか、おじいちゃんとおばあちゃんが一緒にあってやってきた、こういう実態から考えますと、そのおじいちゃんだけ一身専属でもって、おじいちゃんだけでいいんだという考え方そのものが、私は農業で実際に働いているおじいちゃん、おばあちゃんたちの実態に合わないんじゃないかと思うんですが、だから、一身専属、一身専属と言わないで、一身専属となつていけば農業経営をやっているこの姿を見ないと、やはり事柄の本質を見失うことになるというふうに思っています。

私は、これ以上同じことになりませんから言いませんけれども、何となくやっぱこれは附帯決議もちゃんとあるんですから、検討の結果、一身専属だからだめだという程度の検討結果ではなくて、もう少しそういう農業の実態を考えた上での何と言いますか、検討の結果をぜひともこれからも続けていっていただきたい、そういうふうにお願ひするところであります。

たまたま今、奥さんの年金という問題がありまして、これでも、今言つたような農業労働の実態を考えると、やはり農村の婦人にも加入できる——加入できるんですけれども、非常に数が少ないと思うんですね。だから、こういうことについてどういうふうな考えをいっているか、農業のおばあちゃんの方には遺族年金が出ないということになる、せめてそちらの方でもって考えていかざるを得ないと思うんですが、それについてどういう方法を考えておられるか、教えてください。

○政府委員(井上喜一君) 農業者年金が、経営移譲を通じて所定の構造政策追求の目的を持っているわけですので、どうしても農業者年金の加入資格を持つ者は経営主になるわけでは

ざいます。経営主は、当然のこととして農地の所有権なり、あるいは使用収益権を持つている者でございます。あるいはその後継者などが対象になっているわけではございません。したがって、こういう経営主でありますればそれは男女を問わないわけではございませんけれども、こういう権利を持たない者につきましては、たとえ農業労働に従事をしておりましても加入資格がないということになるわけではございません。

農業者年金制度の加入の状況を見ますと、婦人の加入も五十九年の三月現在で三万六千九百五十三名ということで、全体の加入者総数の四割を占めております。また、婦人の経営移譲年金の受給権者の数、つまり年金を現に受けておられる人とは一致するわけではあります、五十九年の三月で二万八千三百十六名というふうになってきております。こういう婦人の場合は、本来の意味の何といいますが、経営主というふうな場合もありましようが、兼業農家の場合に、夫が厚生年金などに加入をしておりましても、その妻が夫から使用収益権を譲渡されてしまつて妻が農業経営をやっている、こういう場合に農業者年金に加入する道が開かれていくわけではございまして、こういう婦人の加入者の数がたいま申し上げた数になっているわけではございません。

先生の御指摘は、そういう地権者でなくても実際に労働をしている、働いている婦人の場合は加入すべきじゃないか、こういう御質問かと思ひますけれども、農業者年金の制度、つまり経営移譲というのを主要なメルクマールにいたしてありますので、農地等に対する所有権なり、あるいは使用収益権を持つ、それを移転させる、それを移動させるというのを経営移譲のメルクマールとしてとる以上、どうしてもそういう権利を持たない人を加入者として認めるわけにはまいらないわけではございません。

○山田謙君 そういう実態が農業労働の実態からして見て、奥さんも一生懸命だんなと働いている、こういうふうな場合に、形式的な農業経営主

ということになればそれはだんなの方だということとはわかりませんが、私はこれから形式的なことを言おうとしているわけですが、奥さんにもそういう農業者年金の恩恵に形式的にもあずかることができるような方法というもの、方法というか、そういうことをやはりひとつと積極的に考えていっていいんじゃないかというふうに思っています。今、三万そこらというのは非常に少ない数です。今、三万そこら、これをもっと多くするようになつて、これを夫婦にも魅力が出てくる。法律的には婦人だつて入れるということになつていくわけですね。

そこで、私が農水省にお伺ひしたいのは、私はそれはおかしいと思うけれども、それがだめだとすると、やはり法律的にもきちつと奥さんの方がもらえるようなことは今の法律の下でできるかできないか、まあできると思ふんだけれども、できるとしたらどういう方法でもって加入を促進してやるかというふうなこと、それについてはどうですか。

○政府委員(井上喜一君) 現行制度におきましては、男女を問わないで法律上の一定の要求されております資格要件を満たせば加入できるわけではございまして。農業者年金が政策年金でございまして、そういう性格上の一定の制約があるわけではございまして。どうしても地権者でないといけないう、地権者でなければ加入できないわけではございまして、そういう中で考えていかなければいけません。ですから、夫婦そろつて農業をやつておりますような場合には、通常経営主であります夫の方が加入するかと思ひますが、夫の方がサラリーマンになつておりました被用者年金に加入し上げたというふうな場合には、これも先ほど申し上げましたが、夫の方から農地等について使用収益権を設定してもらつて、それで農業者年金に加入することができるようではござい

す。○山田謙君 ぜひ婦人の方にも加入するように、これからも大いにPRに努めていただきたいとい

うふうに思ふんです。

今、局長の言つたことで、言葉じりをつかまえるわけじゃないけれども、この法律は政策年金であつて、何か老後の保障は考えなくてもいいんだ、政策の方が大事だというふうな言い方をしておりますけれども、例えば農業者老齢年金というのがあります。これは必ずしも経営移譲をしなかつて出せるわけでは、そうすると、この考え方は一体どういう考え方になるんでし

う。○政府委員(井上喜一君) 農業者老齢年金につきましては、これは原則的な考えを申し上げます、長い間農業に従事をしてきた、あるいは精進をしてきた、こういうことに対してそれに報いる、そういうふうな性格の年金でございまして、経営移譲年金のように経営移譲をすることによりまして一定の政策目的を追求するということや、あるいは政策的な色合いは薄いといひますか、ほとんどない制度であるというふうに考えております。

○山田謙君 だから、私が言つてゐるのは、政策年金だから経営移譲をした人にだけ年金を出すのだという考えじゃないと思ふんです。もともとこの話は、あなたが今言つたように、長い間農業にいらした人に対して老後を保障してやるというねらいが、この年金制度の一番の目的の一つの立派な目的であつて、政策年金だといふので経営移譲した人だけを大事にするといふふうなそんなものじゃないでしょう。もしそうだとすると、この農業者老齢年金の意味がなくなる。何も経営移譲をしなかつた、ちゃんとやっぱ農業者老齢年金という制度もつくつてあるわけですから、それはまさしく政策年金、政策年金と言ふけれども、単なるそういう経営移譲についてだけ見てやろうというふうな考えでないという何よりの証拠じゃないですか。もう一遍答弁してください。

○政府委員(井上喜一君) 農業者年金制度は、経営移譲年金と農業者老齢年金を支給することによりまして経営移譲を促進し所定の政策目的を追求する、同時に老後の保障を行う、こういうことで

ございまして、やはり制度の主たる中身は経営移譲年金にあるわけでございます。農業者老齢年金につきましては、経営移譲をした人についても、あるいは経営移譲をしなかった人についてもひとしく適用される制度でございますが、やはりこの農業者年金制度の中心は、何といっても経営移譲年金にあるわけでございます。

そういう意味におきまして、農業者年金制度が非常に政策年金としての性格の強い年金だということに考えられるわけでございます。現在の助成制度をとりましても、経営移讓年金であるということのために高率の補助がされているわけでございます。こういう点から言いましても、農業者年金制度は経営移讓年金を主体とする政策年金であるというふうに言えると思います。

○山田讓君 同じことばかり言うように申しわけないけれども、どうしても私はそういう考え方が納得できないわけです。

やっぱり、さつきから言っているように、老後の保障ということもある、それからもう一つ、政策的なものもある、両方をくつつけた法律がこの法律であるということとはわかりますよ。だけれども、こつちのために老後の保障の方は多少おろそかになつてもいいとかなんとか、そういう性格のものではなくて、農民についても恩給をやらうと言つた佐藤總理の考え方のおとり、まずこつちの方が先にあるんじゃないか、むしろどつちかというところ。法律的には一応並べて書いてあるけれども、少なくとも同等に扱うわけであつて、経営移譲のためにこつちの老後の保障をどつちかといへばやるんだ、そういう意味での政策年金と言えるのかどうか、私はどうもその辺は非常に疑わしいと思うんですよ。

あくまでも、やっぱり農業を一生懸命やった人に対する老後の保障を見てやろうという考え方が先にあつての話じゃないか、それにたまたま政策だとか何とかという、経営移譲などという問題がくつついてきたことは確かだけれども、こつちが主であつて、こつちのためにこつちが犠牲にな

うも逆立ちした議論のような気がするんです。経営移譲ということの政策が大目的としてあって、それにくっつけて老後の保障を考えますと言わんばかりの言い方だけれども、そうじゃないんじゃないかと、私はそう思うんですけれども、どうですか。

○政府委員 井上喜一郎君 自営業者等については、老後の保障の制度と言いますのは、これは国民年金があるわけでございます。農業者につきましまして、もう一つの年金制度をつくるということについて、は、他の自営業者等に対する制度のバランスから見ていろいろな議論があったわけでございまして、したがいまして農業者年金制度が現在のようにな制度に仕組まれてきたという経緯があります。

すなわち、政策年金といたしまして、経営移譲を行おうというのを中心に置きました制度になっているわけでございまして、そういう政策年金としての要素、それに老後保障が絡まっているわけでございまずけれども、老後保障はそういうった経営移譲との関連においてばかりでなしに、国民年金との関連においても考えていかれるべきものであるというふうに考えるわけでございます。

○山田謙君 同じ答弁を聞こうと思って私、言つたわけじゃないんです。いろんな議論はもちろんなつたことはわかるけれども、法律を見ると、どうしてあんなに言うようなふうにはなつていないかといひです。法律の形式として、老後の保障と経営移譲というふうな政策的な面、構造改善というふうなその二つがあるということは事実だけれども、こちらの方が従でこちらの方が主だといふ考へ方は、全然法律には書いてないと私は思うんですけれども、これはこれでやめます。

そこで、この経営移譲の中身を見ますと、実際には後継者移譲が九割を占めているわけです。ね。第三者移譲というのは一割程度。そうすると、構造改善の効果の面から考えますときに非常な、に不十分なものになってはいはないか。あなたはいささかから盛んに構造改善のためにやるんだとい

うことを言っているけれども、じゃ構造改善の方は非常に進んでいるかという、必ずしもそういいていないわけですね。だから、さつきから言っているように、中途半端なものになっちゃっているということと言ったんです。効果は、細分化は辛うじて防止ということと言えますけれども、それ以上に積極的に構造改善のために物すごく役に立っているというふうには言えないんじゃないですか。みんなやつぱり後継者が九割はそのままだとおやじから引き継いでいるというふうなものじゃないんですか。

○政府委員 井上喜一君）一括移譲につきましては、一括移譲といいますが、細分化防止についての効果をどのように見るかということかと思ひますけれども、最近のように地価が高騰をしてきてゐるような状況でございますし、それからまた民法の均分相続の制度もございますので、やまやますれば分割移譲というようなことも起こるような状況でございます。そういう中におきまして、この農業者年金制度の対象になります比較的規模の大きい農家につきまして、一括移譲によりまして農地の細分化の防止ができてきているということは、それなりのやっぱり効果が上がつてきているんじやないかというふうに評価をすべきものかと考えらるわけでございます。

また、先ほど申し上げましたように、一括移譲の後におきましても、三年とか五年たちますと、漸次経営規模を拡大してきているような傾向も見えるわけでございまして、そういう点からいいますしても、細分化防止を一つの節目といえますが、きつかけにいたしまして、経営規模の拡大ができてきているんじゃないかというふうに考えるわけでございます。無論、第三者移譲の場合は、これはもう直接的に経営規模の拡大の効果があるわけでございまして、第三者移譲が多くなるということとはそれだけに政策効果が大きくなる、目に見えて大きくなるということが言えるかと思ひますけれども、ただいま申し上げましたように、経営移譲につきましてもそれはそれなりに今評価をすべ

き点があるというふうを考えるわけでございます。

○山田記者 私は全然役に立ってないということ  
は言っていないけれども、実際にあなたがさっきか  
ら言っているように、政策的な年金だ、構造改善  
が非常に重要なんだというふうに言っている割に  
は、その割にこの法律はそういう目的を達してい  
ないんじゃないかという感じがしてなりません。

そこで、一般論としてお伺いしたいんですが、さつき聞いたかもしれないけれども同じことをお願いしますが、全体として、この年金制度の問題

を離れて、農業構造改善政策、農業構造の政策といふものを一生懸命やっているわけですから、もう、そういう中で現実にはなかなか経営耕地の規模が拡大していないということが実態だろうと思ふんです。私は群馬なんか歩いてみると特に気がつく点なのですが、山間僻地に行ってみますと、田んぼもそうですが、非常に畑が荒れ果てているという実態が目につくように最近なってきたわけです。聞いてみますと、やっぱり売ろうと思つても買ひ手もないし、そうかといつて耕すといつても余り意味がない、ですから、しやうがないから荒れ果てているけれどもそのままそこに置いておくんだ、こういう考え方で農地が荒れるに任せておる。いいところはそんなことはありませんけれども、そういう土地が非常に多くなつてきておる。そのような感じがしてなりません。ですから、「まさか」に田園無せん」といふふうな状況にあるところ。ろもあるわけですよ。

ですから、私まず一つ聞きたいのは、日本全体としての耕地面積というものは一体ふえているか、減っているかということです。

○政府委員井上喜一君 耕地面積の動向につきましては、造成される面積と転用される面積のプラスマイナスの結果が現況にあるわけでございませうけれども、ちよつと手元に資料はございませんが、最近の傾向といたしましては、漸次今農地面積は減少してきているわけでございまして、現在約五百四十万ヘクタールぐらいに相なっているわ

けでございます。

また、山間地等におきまして、荒廃地といいますが、耕作放棄地がかなり出てきているんじゃないかというふうな御指摘でございしますが、この点につきましても、かなりのそういった荒廃地なり耕作放棄地というのが出てきているように考えております。

○山田農君 ただでさえ狭い、そして少ない日本の耕地がどっかというところ減っているということ、しかも、そういう御先祖様が一生懸命開墾した山の畑がますます荒れ果てていっているというふうな状況について、農水省としてはどういうことを考えておられますか。

○政府委員(井上喜一君) 私どもといたしましては、食糧の自給力の維持その他を考えた上で一定の耕地は保持する必要があるだろう、こういうことで、農地面積もございまして、農用地の造成を片や推進をしているというふうな状況でございします。そういうような状況でございまして、そういった荒廃地を、現に今発生をしておりますので、ぜひでございまして、極力解消していくような方向で考えているわけでございまして、具体的にはそれぞれの地域ごとの話し合いをもとにいたしまして、中核農家等にそれを利用していくようなことを考えているわけでございしますけれども、確かに地域によりましては荒廃地がそのまま残っているというふうな状況が、現在なおかなり残っているのが実態であろうかと思っております。

○山田農君 もうちょっと話をほつきり言ってもいいんじゃないけれども、どういうことをしていいんですかと私さっき聞いたわけですから、それに対して農水省はどういうことをしていいんですかというのを言ってもらいたいんで、今の話じゃ何もしてないのと同じことになっちゃうんです。ですから、何かしているとしたらばしている、してないならしてないでいいから、この際ははっきりと行ってもらえばいいんで、どっか、また、していることすればどういふことをやっていますかということをお願いしたいわけですが。

○政府委員(井上喜一君) 農林省といたしましては、それぞれの市町村におきます町づくり、村づくり運動の一端といたしまして、そういう不耕作地の解消ということをやっているわけでございまして、具体的にその地域の実態に応じまして、関係者の話し合いによつて中核農家等にそういった農地が利用されるようなそういうことを推進しているわけでございします。

○山田農君 余りびんとこないけれども、非常にもったいない感じがするんですね。せっかく開墾してつくった畑がまた荒れていってしまうというの、非常にもったいないかというところを、農水省、もっと指導していただかないかというふうな私思ふんです。私みたいなやつが行っても、山間僻地の方へ行けばそういう畑がある。そういう畑をどうすればいいんでしょうかね。私に聞くと人がいっぱいいるわけですね。私なんかそれは何も知りませんけれども、農水省はその道の専門家なんだから、この畑はクレーンを使えばいいでしょうとか、あるいはもっとこう使えばいいんじゃないですかというところを、知恵を授けてやっていただきたいと思うんですね。だれも好きこのんでせつかくの土地をほうりつ放しにしておくはずはないんですから。そこら辺をもっと積極的に指導をしていただくといいように、お願いをしたいと思ふんです。

そこで今、たまたま中核農家という話が出ましたけれども、この話について現状の日本というものを考えますときに、中核農家を育成するということに重点を置くという農政そのものが、私はやっぱりちよつと間違っているんじゃないかという気がしてならないなつたわけなんです。それはいかにも計算上はその方がいいようにも見えるけれども、実態はなかなかそうはいっていない、とりわけ二種兼業というふうなものも結構いて、その人たちは土地を簡単に手放さない。しかも、自分たちが土曜日より日曜日より、あるいはまたどこか都会に勤めていっても、退職した後は自分の家へ

帰って畑をやるというふうな考えのもとにいる人が多いんですから、そうすると、必ずしも計算どおりみんな中核農家にどんどんどんどん土地を売ったり貸したりしていくというふうなものじゃなくて、二種兼業というのはいくらも相当のウェイトを日本の農業の中でこれから持つていくんじゃないかというところを考えますときに、中核農家重点、あるいは育成を主に農政の重点として考えるんだという行き方そのものが、やはり検討の余地があるんじゃないかというふうな気がしてならないんですけれども、その辺どうですか。

○政府委員(井上喜一君) まず、先の山間地等におきます耕作放棄地の問題でございしますけれども、農林省といたしましては私が申し上げましたような事業に対して補助金を交付いたしまして、市町村段階におきますそういう不耕作地の利用の促進を図っているわけでございしますけれども、御案内のとおり、県におきましては農業改良普及事業等がございまして、この不耕作地の解消というのは非常に大きなテーマでございします。普及員なり、あるいは農協等の関係者が中心になりましていろいろな検討をしているわけでございしますが、具体的にその作目というところになりますと、確かに御指摘のように非常に難しい問題があるわけでございしますけれども、真剣にそういった問題については取り組んでいくわけでございします。最近といいますが、私も検討しておりますのは基盤整備が、おこなわれている地域が多いわけでございまして、基盤整備をすることによってそういった土地が活用されるというふうな地域につきましては、基盤整備につきましても検討していくべきじゃないかというふうなことを内々考えているわけでございします。

それから後の、中核農家との関連におきまして兼業農家の扱いというふうなこと、あるいは兼業農家に対する考え方を御質問されたわけでございしますけれども、農業の生産性を上げていく、足腰の強い農業を育成していくというためには、やはり技術的な能力、技術的な面あるいは経営的な面

ですぐれております中核農家に極力土地を集積していくというのが基本にならうかと思ひますし、あるいはそこまですべていかなくても、地域の組織化をいたしまして、その組織が生産性の高い農業を実現していく、そういう方向に誘導していくのが基本であらうかと思ひわけでございします。しかし、現実には第二種兼業農家が広範に存在しているのはこれは紛れもない事実でございしますし、またかなりの耕地面積も所有しているわけでございします。農業経営の実態から申しますと、第二種兼業農家につきましては、これは一概に言えないかと思ひますけれども、やはり自分の土地を大切にすることを大切にするということ、それから極力自給をしようとする人、あるいは考えられるわけでございしますけれども、当初大臣の御答弁にありましたように、そういった兼業農家につきましても、もう農業をしないという農家がだんだんふえてきておりますし、それからまた、新しい農業機械を貸与するというような状況になってまいりますとだれかに委託した方がよろしい、こういうことになりまして、作業委託なり、あるいはさらに進めば農地の賃貸借というふうなことまで進んでくるわけでございします。そういう意味におきましては、中核農家の周辺に存在をするといえますが、中核農家の規模拡大を助けるような存在にもなるわけでございします。そういった兼業農家を包摂いたしました集団で、十分な話し合いによりまして土地を極力中核農家に集中をしていくというふうなこと、あるいは生産組織に集中をしていくというふうなことが大切になってくるんじゃないかと思ひわけでございします。

したがいまして、兼業農家につきましては、兼業農家対中核農家という対立ではなくして、一つの地域社会に両者が併存するといえますが、共存するようないふ形で、土地利用等につきましては関係者で十分話し合つて、有効な土地利用ができるようにしていくべきじゃないかというふうな考えを願ひでございます。

○政府委員(田中宏尚君) 第二種兼業農家の位置づけなりそれに対する一つの政策のあり方ということとは、ただいま構造改善局長から詳しく御説明がありましたけれども、局長からありましたように、我々もいたしまして中核農家を核といたしまして何とか生産性の高い、足腰の強い農業というものをつくっていききたいということが基本でございますけれども、現に頭数におきまして第二種兼業農家が七・一％ございますし、それから農地保有という面から見しても四六％というシェアを第二種兼業農家の方々が持っておるわけでございます。

こういう現にある頭数なり現にある農地保有、こういうものを無視して政策というものは進められるわけじゃございませんので、こういう中核農家の方々も、地域全体での生産の組織化でございますとか、あるいは環境の整備でございますとか、いろいろな面におきまして大きなウェイトを持っておりますので、この方々を包摂した地域全体での生産性の向上なり、それから農村社会の活力化ということの中で、中核農家とともども第二種兼業農家についても対応してまいりたいというふうに考えております。

○山田譲君 私、初めのうちは確かに中核農家を中心として今後の農政をやっていくという点はそのとおりかなという感じがしましたけれども、地域なんか歩いていくうちに、必ずしもそんなものじゃないなということがよくわかるようになっていきました。だから、計算どおりなかなかないんです。やはり中核農家がいいというのは、下手すると一つの机上の空論になってしまう。実際やっぱ少しの土地でも自分で持って、そしてそこでもって米なり麦なりをつくっていききたいというふうな気持ちで兼業農家の人たちは非常に強い。

ですから、それを売るなり貸すなりして、それで中核農家を育成していった中核農家を中心に農政を展開していくんだという考え方は、私はもうちょっと無理じゃないかという感じがしてならない。

いんです。それは中核農家というものを大事にすることもいいですけれども、すべての政策の中心をそこへ持っていくという農政が果たして妥当かどうか、私は非常に疑問に思っているんです。ですから、やっぱそういう兼業農家もこれまで大事な農政の対象と考えてこれからやっていただくように、特に希望を申し添えておきます。

その次に、農業者年金で後継者移譲しますけれども、その五・六％が国民年金に加入していないサラリーマンなんです。だから、移譲しても、その移譲された者の側の大体五・六％はサラリーマンの後継者である。それじゃ実質的に経営移譲が行われたと言えるかどうか、そのところが問題だと思ふんです。ですから、経営移譲したとは名ばかりで、相も変わらずじいちゃん、ばあちゃんが生懸命田んぼを耕している、そしてその移譲されたはずの息子は生懸命市役所なんか、どっかの工場へ行っている。ですから、周りの人たちから見ると、あれ、ちょっと変じゃないかというふうな、政府はあんなことをやっているのかという、そういう疑問が結構みんなあるわけですよ。そこら辺はどうですか。

○政府委員(井上喜一君) 今現在、経営移譲をいたします場合に、その後継者が農業経営を専業にやっている者ばかりではなしに、被用者年金に加入しているいわゆるサラリーマン後継者につきましても、引き続き三年以上農業に従事していること等の要件を満たせば後継者移譲ができるわけでございます。時に監査によりまして問題が出ることもあるわけでございますけれども、私どももいたしましたは、やはり経営移譲を行いました以上は、その移譲を受けた後継者が経営主となりまして経営の責任者でなくてはならないわけでございます。時にただいまのようなことが言われるわけでございますけれども、そういうことの言われないように、農協の加入名義を変えとか、あるいは土地改良区につきましても親にかわりまして加入をする等のことはやっていかなければいけないように思ふわけでございます。

いずれにいたしましても、ただ形だけが整えばいいということではありませんが、実質的に経営してないといけないわけでございます。実質的に経営主に経営移譲をしなれば経営移譲年金は出ないわけでございますので、私どももいたしましても、単に形を整えたいということではなくて、実質的に経営主になる、経営についての責任をとる経営主になる者でなければならぬというふうに考えておるわけでございます。

○山田譲君 今、局長は、実質移譲を受けた者は農業経営をしなきゃいけないんだというようなことを言われたけれども、これは法律的には何かそうなっているんですか。別にそうないないでしよう。

○政府委員(井上喜一君) 後継者移譲の場合につきましては、農地を一括移譲するわけでございますが、この場合には必ずしも農業をやる必要はないわけでございまして、私が申し上げましたのは、サラリーマン後継者がサラリーマンをやめまして農業をやるような場合にはそのような実体を当然備えないといけない、こういう趣旨で申し上げてございまして、サラリーマン後継者を続ける限りにおきましては、それはそういうことでよろしいわけでございます。

○山田譲君 何だか歯切れが悪いけれども、要するにサラリーマンとして、それこそ外車に乗ってどこか市役所か何かに勤めに行っているも構わないということでしょう。

○政府委員(井上喜一君) 経営移譲をいたしました経営移譲年金を受けます場合には、経営移譲をいたしましたとか、あるいは廃止、縮小をする、こういうことが要件になっているわけでございまして、

○山田譲君 そうすると、どういふことですか。もう一遍よく言ってください。

○政府委員(井上喜一君) 経営移譲をいたします場合には、農地等につきまして所有権または使用収益権に基づいて耕作または養蚕の事業を行う者がそのいった事業を廃止または縮小する場合にお

きまして、一定の要件に該当する場合によろしいということでございますので、経営移譲を受けます場合には、その経営移譲をした人が農業を廃止なり縮小した場合に、もちろん一定の要件はございまして、経営移譲年金の支給があるわけでございます。

○山田譲君 具体的に私聞いたんだから、具体的に答えてください。

つまり経営を移譲すれば、した人は年金をもらうわけだから、あとはもうゲートボールか何かやって遊んでいい、それで息子は市役所へ外車に乗って行って、経営移譲を受けたんだからそれはそれでよろしいというのか。受けた方は必ず市役所はやめて、そして今度は受けた田んぼを耕さなきゃいけませんと、こういうふうに法律はなっているわけじゃないでしよう、必ずしも。そのところを聞きたいわけです。

○政府委員(井上喜一君) お答えいたします。経営移譲をする人が一括移譲なり、あるいは一定の自留地を持まして移譲すればよろしいわけでございまして、そういう人が経営主として継続をしていく場合には問題になりますけれども、それが確実に今言いましたような状況になりますれば、経営移譲をしたことに相なるわけでございまして、その移譲の相手方等につきましては特に規定はないわけでございます。

○山田譲君 そういうことでしょうか。要するに、相手方の方はサラリーマンであろうと何であろうとそれは構わない、こういうことでしょうか。それで経営移譲する人だとして、形式的な経営主でなくなるということは、それをしなきゃ年金をもらえないけれども、移譲した後は相変わらず今までもどおり田畑を耕していちやいかにぬというにはならないわけですね。しても構わないわけでしょうか。そのところはどうか。

○政府委員(井上喜一君) 経営移譲年金の支給要件といふものは経営移譲をするということでありまして、その経営移譲の仕方につきましては若干の要件はありますが、一般的に言います

と経営移譲すればよろしいわけでございます。それで、経営移譲した後につきましては、要するに経営主でなければいけません。農作業の手伝いをするとか、その他の何と云いますか、手伝い等についてはよろしいわけでございます。

○山田議員 日本で一番この制度に詳しいはずの局長でさえ、なかなか今あいまいだったでしょう。ましてや、普通の人には理解できないわけだ。ですから、田舎へ行ってみますと、隣のおじいちゃんは今までどおりに田んぼへ行っている、それでせがれは移譲を受けたはずだけれども市役所へ行っている、一体この農業者年金制度というのは何なんだということを、よく私聞かれるんですよ。だから、そういうことをやはりもうちょっとはっきりと農民の皆さん、国民の皆さんに周知徹底を図る必要があるんじゃないか、まだよく理解されていない面があるんじゃないかと思うんです。

そこで、次の問題を聞きたいけれども、未加入者がいますよね、当然加入あるいは任意加入にしろ未加入がある。そうすると、そういう人たちのことをまた詳しく聞きますが、まず一つの理由として、どうして未加入なんだと聞くと、どうもこの制度の行く先が不安である、あるいは農業そのものに対する政策が不安定だ、だから何か農業者年金制度、この制度に喜んで入ろうという気持ちにならないんだということをよく聞くわけですから、その点はどうか。

○政府委員(井上喜一君) 確かに未加入者がおりまして、その未加入の理由について聞きますと、加入するのにはまだ早いと言っているのが六一%でございます。それから農業経営の将来が不安だというのが一二%、農業経営の将来が不安だ、農業経営を継続するかしないかというように、ことかと思いますが、それが一二%、それから保険料が高いと言っているのが九%、その他が一八%という状況でございます。

ないというような者もあると思えますし、あるいは年金の財政問題があつて、どうなるのかというようなことを心配しているような者等もあらうかと思ひます。

○山田議員 いや、あらうかではなくて、それに對してどういふことを農水省としてはしていますかということをお聞きしたかったです。

○政府委員(井上喜一君) 農林省といたしましては、こういう未加入の者につきましてその加入を促進しているわけでございますけれども、加入を促進いたします場合には、やはりそれぞれの人が考えておりますその未加入の理由というのがあらうかと思ひます。ただいま申し上げましたような理由が主たるものでございますけれども、そういう未加入の者の持つ不安感といふものは、理由を解消するために、それに即した説明を十分していく必要があるかと思ひます。

特にその方法といたしましては、第一線でございます。加入業務を担当いたしますのは農業委員会でありまして、農業協同組合等でございます。その加入業務を十分に執行して、制度の仕組みなり、あるいは年金の財政状況等について十分に説明をするということ、あるいは加入促進に当たりましてはパンフレットでありますとか、あるいは各種の広報紙を通じて十分にPRをしていまして、加入制度に対する不安を解消するよう努力をしております。

○山田議員 具体的に伺ひたいんですが、まず最初に一人の農民がいますね、その人が当然加入の人だつたと、まず人か人でないかほだれが見つけるんですか。

○政府委員(井上喜一君) この見つけ出す方法については、農協と農業委員会が未加入者名簿を作成して、農協と農業委員会が未加入者名簿を作成して、それによつて当然加入者を見つけて、当然加入者の未加入者に対する加入を促進しているわけでございますが、その未加入者名簿の作成の方法でございますけれども、これにつ

ましては、今の農業者年金が国民年金の付加年金でありますことから、国民年金の被保険者名簿に記載されている者からピックアップをする、そういう作業をいたします。それからもう一つ、農業委員会が農業基本台帳といふものをつくつておりまして、農家ごとの農地の状況が明らかになっていふ台帳でございますが、そういうものから当然加入者の資格要件を満たすであろう者をピックアップいたしました。それを突きあわせて、突合いたしました。未加入の者につきましては、それを名簿にまとめて未加入者名簿に登録をする、こういう方法をとつていふわけでございます。

○山田議員 未加入者名簿の作成まではわかりましたけれども、その次に、このAさんならAさんが当然加入者であるけれども加入してないということがわかつたら、だれかその家へ行って、おまえさん当然加入だから来月から納めなさいといふふうなことをきかちつて言うのはだれがやるんですか。

○政府委員(井上喜一君) これは地域によりまして若干差があらうかと思ひますが、原則といたしましては農協の役職員にやつてもらつていふと考えております。

○山田議員 そうすると、今の未加入者というのは大体一割ぐらゐるわけですか。何人ぐらゐるんですか。

○政府委員(井上喜一君) お答えいたします。約二十四万人でございます。一割ぐらゐるが未加入者になっていふわけでございます。

○山田議員 その一割の未加入者というのは制度のことを本当に知らないで入らないのか、それとも知つていても、おれは金を払うのは嫌だから入らないのか、あるいは金があるけれども、土地を買つた結果、その人が今まで三十九アルだったけれども今度六十アルになりました。そのことを、そうなんだんだけれども、面倒くさいからそのまはうつておくと云ふような状態の人か、どういふ割合になつていふんですか。

○政府委員(井上喜一君) これは詳細な調査がないわけではございませんけれども、先ほどお答えいたしましたように農業者年金基金が調査をした結果によりますと、制度はわかつていふだけども、加入するのにはまだ早いと言つていふ者が約六割あるわけでございます。それから農業経営の将来が不安だといふのが一二%、保険料が高いといふのが九%、そのほか一八%と、こういうことでございます。したがつて、制度がわかつてないといふような人はその他に入るのではないかと云ひますが、それにいたしまして一八%とかなり高率になつておるわけでございます。

○山田議員 そういう場合、当然加入ですから、私は法的にはやつぱり当然加入として、つまり国税徴収法の例によつて税金と同じに取り立てるというふうに一応法的にはなつていふわけですね。そこが任意加入と違ふ点だろつと思つて、法律的には、ところが、実際は、そういう知つていふけれども入らないといふ人が一割もいるといふことは、国税徴収法の何か例によつていふようなやり方で強制的に取り立てたといふふうな例はまだないでしよう。

○政府委員(井上喜一君) 私どもといたしましては、制度的には当然加入の制度になつておりまして、保険料が未納の場合にはこれは強制徴収できる、そういう道も残されていふわけでございますけれども、やはり関係者の理解と協力の上に加入をしてもらつていふのが適当と考えまして、現在までのところ、そういう強制徴収等の方法で保険料を徴収したといふことはございません。

○山田議員 私は、もちろん事務柄の性質上は、税金なんかと違つたやり方をやつていふ結構だと思つてゐます。そんな無理やりには農民から取り立てるようなことはする必要はないと思つてゐるけれども、やつぱり当然加入と任意加入の違いは、当然加入すべき人であるにもかかわらず入らないといふことですから、それはやつぱり入つてもらわなきゃ困るわけですね。だから、そういう人に対する周知徹底の仕方がどうもまだ足りないのじゃないか。さつき未加入者台帳とかなんか言ひまし

たけれども、あるいはアンケートの結果も言われなければ、やはりアンケートに漏れている人があるかもしれないと思うんですね。だから、そういう人に対してもうちょっとちゃんと入ってくださうということとどこか責任を持ってやらなければいけない。

それをどうも農協なり農業委員会、これは後でまた言いますけれども、この制度の非常に一番問題は、そういう責任の所在が非常にあいまいであることだと思えますけれども、具体的なことは後から述べますが、そういうことなものですから、ただ台帳をつくらばそれでいいというものでなく、台帳をつくらばそれからは非常に難しいところだと思えます。まずおまえさん入らないというのと、入ったら今度お金をちゃんと納めなさいというところが非常に難しいところだと思えますけれども、そこら辺について農水省としてはどういうふうに具体的にやろうとしておられるか、やっておられるか、そのところをお伺いしたいと思えます。

○政府委員(井上喜一君) 加入促進といいますが、なかなか実際問題として難しいことではありますので、やはり一般的に、そういう制度がありますというふうな説明では加入をしてもええないわけではありますので、当然加入資格を持つ人に対しては、個別にその加入を説得していくという方法によるのが一番適当であろうと考えておるわけではあります。そういうことで農協とか農業委員会に個別の加入説得をお願いしているわけではあります。

また、親の経営移譲年金の裁定請求書が出される段階で、その後継者につきましてはまたその時点で個別に加入の説得をしていると、こういう状況でございますが、これらの点にこういうような方法がかなり有効のように私も考えておりまして、それなりの効果が上がっているように思えますので、こういう個別の説得、しかも経営移譲年金なんかも入ります場合には、特にそういったことを強調して加入の促進を図ってまいりたいと考えております。

いと考えております。

○山田謙君 この一割の未加入者ですね、もちろん当然加入で、その人たちの比率が一割と言っていますけれども、この数はずっと減ってきていますか、それともふえていますか、どっちですか。

○政府委員(井上喜一君) 傾向としては減ってきているわけではあります。ただ、全体に対する未加入者の率も漸次下がっておりますけれども、これはまだそう急に下がるという状況になっておりません。

○山田謙君 ここ数年の間の比率を、具体的にきちっとしておいてください。

○政府委員(井上喜一君) 五十五年からの未加入者の推移を申し上げますと、五十五年が二十九万四千五百六十六人、五十六年が二十八万八千人、五十七年が二十六万六千人、五十八年が二十四万四千五百人、こういふぐあいになってきております。

○山田謙君 率は聞かえなかったけれども、率もお願ひします。

○政府委員(井上喜一君) 率につきましては、五十五年、五十六年、五十七年が二・二％、それから五十八年が二・一％と、わずかに一％ダウンをした状況でございます。

○山田謙君 要するに、未加入者の率なり人数もそう減っているというふうにはとれないわけですね。ですから、せっかくの制度ですから、未加入者に対する働きかけをもっと積極的にやってもらいたいという感じがします。

そこで、さっきから私が言っていますように、こういうことがあるのはやはり責任の所在がこの制度について非常にあいまいではないかというふうな思われてならないわけですね。これはおたくの方からいただいた厚生省と農水省がつくった資料ですね、横長のもの。これを見ますと、一番最後に組織が出ておりますね、「農業者年金制度実施機構」というのがある、これについてちょっとお伺いしたいわけですね。細かいことを言うようだけれども、私は細かいことを言うのがねらいじゃないで、こういう結果だから未加入者が減らない

んだということを言いたいわけですね。つまり、最初に「厚生省」「農林水産省」とありまして、まず下のほうに「農業者年金基金」というのがあります。これは基金がやるんだということで基金があつて、基金のやることは「農業者年金業務」の実施と、それから「離農給付金業務」と「農地等買入売渡業務」「融資業務」の四つを基金がやる、こういうことになっていきますね。これはこのとおりだと思ふんです。その右側の下の方に二つの升があつて、下の升は「農林中央金庫」、それから「都道府県信用農業協同組合連合会」という升がありまして、その上にもう一つ、「都道府県農業会議」「都道府県農協中央会」という升がある。その上に少し大きな升で「市町村(農業委員会)」、それから「農業協同組合」、この二つの升がありますね。今度右の上の方にまた一つの升があつて、「国民年金担当」「農政担当」「都道府県」、こういうふうにして書いてある。

この升との関係を各線が引いてあるわけですが、これも「農林水産省」から引く線が一本引かれていて基金のところに矢印が行っていますね。これは「監督」というふうな右手に書いてある。そして今度、これから問題ですが、「農業者年金基金」というところから右の方の、まず「市町村」「農業協同組合」というところに一本の線があつて、「委託」と書いてある。その次に、「都道府県農業会議」「都道府県農協中央会」というところに線が引いてあつて、「委託」と書いてある。それからその次に、「農林中央金庫」「都道府県信用農業協同組合連合会」にもう一つやつぱりこれも「委託」ということが書いてある。今度、「農業協同組合」「市町村」と「都道府県」との間にまた矢印があつて、このところに「監査、指導」とある。それで今度、「都道府県」と「農林水産省」「厚生省」との間に二本線が引つ張つてあつて、一本が「農林水産省」から「都道府県」の「農政担当」のところへ矢印が引いてある。そうすると、ここに「委託」とか「監督」とか「監査」だとかいろいろ書いてありますけれども、これはどうも法律的に私はわからないわけですね。何がわからないかというと、「農業者年金基金」と「市町村」「農業協同組合」との間に「委託」という関係がありますけれども、これは法律上何に基づいて委託しているかという問題なんです。これは法律上は確かに委託ということに、これは第二十条がそうだと思うんですが、そういうふうな考えていいですか。これはわかる。その次の「都道府県農協中央会」との間に「委託」という関係がある。これは法律には全然ない事柄なんです。これは何に基づいてやっていると

でも、これはどうも法律的に私はわからないわけですね。何がわからないかというと、「農業者年金基金」と「市町村」「農業協同組合」との間に「委託」という関係がありますけれども、これは法律上何に基づいて委託しているかという問題なんです。これは法律上は確かに委託ということに、これは第二十条がそうだと思うんですが、そういうふうな考えていいですか。これはわかる。その次の「都道府県農協中央会」との間に「委託」という関係がある。これは法律には全然ない事柄なんです。これは何に基づいてやっていると

○政府委員(井上喜一君) お答えいたします。この農業者年金基金と他の法人と委託契約を結ぶ場合には一定の制約がございまして、今御指摘になりました基金法二十条の規定に基づいておるわけではあります。基金法の二十条に基づいては、市町村でありますとか農業協同組合等につきましては法律上の明文があるわけではございまして、二十条の一項の三号に「前二号に掲げる者のほか、主務大臣の指定する者」と、こういう規定がございまして、市町村、農協のほかは、主務大臣が、都道府県農業会議でありますとか都道府県農協中央会、あるいはその下に書いてあります農林中央金庫等の指定をしていくわけではございまして、この規定によりまして委任をしているわけではあります。

○山田謙君 そうすると、この「都道府県農業会議」と、それからもう一つ「市町村」との間に、「業務指導」ということで小さな矢印がおりますね、これは何に基づいてやっていると

○政府委員(井上喜一君) これは、都道府県農業会議と農協中央会とそれぞれ市町村の農業委員会あるいは農業協同組合との関係がございまして、言つてみれば、そういう関係レベルと市町村レベルのそれぞれに機関の内部的な関係によりまして業務指導をしている、こういうことでござい

○山田謙君 そうすると、これは法律上の問題じゃないかと

やないんですか。

○政府委員(井上喜一君) 基金が、都道府県農業会議と農協中央会に委託をしております内容は、市町村の農業委員会なり、あるいは農業協同組合の業務指導をしてほしい、する、そういう中身になつてゐるわけでございます。基金が、農業会議なり農協中央会にそういう委託契約をいたしますのは、市町村段階と農協段階のそれぞれの機関の内部関係に着目してそういう委託契約を結んでゐるわけでございます。

○山田謙君 その次、「市町村」と「都道府県」との間に矢印がありますね、この線の右に「監査、指導」という言葉がある。この「監査、指導」という言葉は法律上はないですね。

○政府委員(井上喜一君) これは御指摘のとおり法律上の規定はないわけでございまして、いわば都道府県の一般的な行政指導といひますか、行政指導をする立場に基づく監査、指導でございまして。

○山田謙君 もう一つ、「農林水産省」と「都道府県」との間に「委託」とありますね、これは何ですか。

○政府委員(井上喜一君) これは、農業者年金基金と市町村農業協同組合の間でそれぞれ委託契約を結んでゐるわけでございまして、これがいわゆる通常年金業務でございまして、加入の申し入れでありますとか、それから保険料の徴収とか、あるいは加入者の資格のチェックでありますとか、経営移譲をした実態のチェック等を中身とするものでございます。

○山田謙君 今私が聞いたのは、「農林水産省」と「都道府県」の間の話です。

○政府委員(井上喜一君) これは、都道府県が市町村とか農業協同組合に対して行います監査とか指導がございまして、こういったことを中身とする契約でございまして、つまり、そういうことを中身としていたします契約を農林水産省と都道府県の間でしてゐる、こういうことでございまして。

○山田謙君 この年金に関連して委任があるわけ

でしよう、法律的に。その線が抜けてゐるんじゃないですか。

○政府委員(井上喜一君) この図では、確かにその権限の委任関係があるわけでございまして、国からは都道府県に對しまして立入検査でありますとか報告聴取の権限を委任しておりますが、この図ではその線が抜けております。

○山田謙君 ちゃんとこの法律に基づいて委任関係がある線が抜けてゐるわけですね。あるいはまた、都道府県から市町村へ行く検査というのがやっぱ委任関係で出てくると思ふんです。これがないように感じるんだけれども、そういう細かいことを私聞きましたのは、要するに、私もこの図を見て農業六法を見たんだけれども、非常に複雑怪奇なシステムになつてゐる。しかも、委託とかいうのは、公法上の委託ではなくて何か民法上の委託でしよう、これみんな。ですから、相手方はそれを拒否することができるわけですね、公法上の委任関係じゃないから。そうすると、そういう民法上の委託みたいな関係でもってこの大事な年金業務をこれだけ多くの関係機関にやらせるということに、私は非常に問題があると思ふんです。

どうして私こういうことを言うかという点、実際に地方に行つてみて、市町村に行けば、市町村はそれは農業会議がよく知つてゐますと言ふ。農業会議に行きますと、それは都道府県農政担当が一番よく知つてゐるはずと言ふんですね。それで農政担当のところに行けば、それは一番知つてゐるのは市町村ですよというふうな話を聞く。とにかくどこへ行つても、責任の所在が極めてあいまいなものでございまして、責任の所在が極めてあいまいな状態で、そう言つてはなんですか、さつきあなたが言つていたけれども、ああいう未加入者の加入なんていう問題も、はっきりした責任の所在がないからどうしてもちゃんとやれなくなつてしまふというこの問題点が私はあると思ふんですが、そこら辺はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(井上喜一君) 農業者年金業務につき

ましては、個々の農業者を相手とするということではない、非常に事務が膨大になるわけでございまして、どうしても基金だけではやれない、そういう性格のものでございまして。そういうことで、市町村なり市町村農業委員会なり、あるいは単位農業協同組合に加入等につきましてお願いをしてゐるわけでございまして。

委託の中身につきましては、農業委員会と農業協同組合、それぞれ別の契約でございまして、一応重複をしないような形になつてゐるわけでございまして、確かにこの両者が密接に絡む面がございまして、実際問題としては農業委員会と農業協同組合が共同で業務をやつてゐるような面も多々あると思ふわけでございまして。そういうことでたゞいまのような御質問が出るのではないかと思ひますけれども、両者の連携をとるということとは当然必要でありますけれども、しかしまた責任分野もあるわけでありますので、連携をとりつつ、かつ責任分野において十分責任が果たされますように、そこは今後とも十分気をつけましてやつていく必要があると、そのように考へてゐる次第でございまして。

○山田謙君 今すぐこれを要するということとはできないかもしれないけれども、私はやっぱりもう少しこの関係を簡素化すると同時に、法律上もはっきりと位置づけをすべきだと思ふんです。ですから、例えば市町村に委託をするその委託で、公法上の委託じゃなくて民法上の委託である、しかもその委託契約の内容が、何か市町村は農業委員会にやらせると、こういう委託契約になつてゐるんですよ。ですから、市町村は直接はやらぬで、農業委員会にやらせようということですね。職員は、実際問題として役場の人がやるんでしようから、その問題は別として、形式的な権限の所在というところからいくと市町村はもう農業委員会に全部任してしまふ。ところが、構造改善というような問題はやっぱりすぐれて市町村行政そのものじゃないかと思ふんですね。ですから、こういう大事なことを農業委員会に全部任し

てしまつていいものかどうかという私は懸念があります。

また、それは当然に都道府県との関係でも言えることなんでしょう、都道府県はそれは監査をするとか何とか言ふけれども、その前にまずどういふ実態があるかとかいふふうな把握、あるいはそれをどうしていかうというふうなそういう行政上の責任というふうなものもしっかりしてゐるから、何か一生懸命にならない。こういう問題がありますので、この辺はよく考へてやつていただきたいということになるかと、書類の裁定なり、加入申し込みの書類が四分の一は返戻されてくるわけですね。出してもなかなかちゃんと行くところへ行かない。どういふ経過をたどつていくかわかりませんが、とにかくあつちこち行くものだから、結局だれもちゃんと直さないで、どこか途中でもつて書類が不備だといふので返されるその率が四分の一になつてゐるというわけですね。だから、十通出せば二通以上は戻つてくるという計算になる。そういうことで、ましてやそのために裁定なり加入の受け付けがずうっとおくられてしまふというふうなことになるわけですね。

ですから、農業会議あたりでも問題になつてゐますように、もつと各機関の法的な位置づけをきちつとしなければだめである。それから、もう少し体制をきちんとさしてくれというふうな要望が出てゐるのは当たり前だと思ふんです。この辺はいろいろな問題があるかと思ひますけれども、どういふふうにお考えか、局長の御答弁を聞きたいと思ひます。

○政府委員(井上喜一君) 今の四分の一書類が戻るといふ話であります、これは経営移譲年金の裁定請求書が基金に提出された場合にその四分の一ぐらゐが戻つた、そういうふうなことでございまして、やはり個人の重要な権利義務に関することでありますので、どうしても最低必要限度のことはこれは記載されなくちゃいけないと思ふわ

けでございしますが、書類の行き来のために手続がおくれるということも問題でございしますので、これからは農業委員会でありまうとか、農業協同組合等の受託機関の担当者の研修を十分やつていきたいと思ひます。また、各種の会議とか、あるいは広報紙を通じて、そういうことがきちんとできますように努力をしてまいりたいと思ひます。

また、同時に、事務処理の簡素化などもいたしまして、添付書類といひますか、記載書類等が余り複雑であるために間違ひがあるというようなこともあろうかと思ひますので、そういうことのないように極力手続の簡素化なり、あるいは様式の簡素化等についても検討してまいりたいと思ひます。

○山田譲君 こんなことは私に言われてそんなことを言っているんじゃないかと、当然もう前から返戻の率が高いんじゃないかと「農年」にも書いてあるし、わかつていなければならぬはずだと思ひますよ。そしてまた、このシステムが、今私が言ったように非常に複雑怪奇いまいもことしているという点が問題だと思ひます。裁定関係の書類は私もずっと見ましたけれども、大体非常に大事な問題ですからこのぐらひはやっぱりしやうがないかなという感じがしています。

とにかくいづれにしても、こんな書くことになれている人たちがいないですから、やっぱりなかなか書きにくいし、間違ひたことを書いたりする例も多いと思ひます。そういうものの指導を農協がやるのか、農業委員会がやるのか、基金がやるのか、都道府県がやるのか、全然わからないわけですね。だから、結局は無責任体制になつて、ずるずるとそのまま基金まで行つてしまつて基金から突つ返される、こういう結果になるんであつて、私はやっぱりその辺もつとつと、今研修をやるとかなんとかいろいろ言つていましたけれども、簡素化すると同時に、もう一方でやっぱり体制の問題があるかと思ひます。つまりそれに伴う金がかかるわけですから、あるいは人

手がかかる。ところが、都道府県と市町村との関係は公法上の委託、委任ではなくて、全く民法上の委任関係、委託関係というふうなことで、委託費はならしているんでしようけれども、その金が非常に少ないという問題があるわけですね。あるいは人手も足りない、だからどうしても書類をよく見て基金へ送ることができなくなつてしまふ、こういう問題もあるようですね、その点どうですか。

○政府委員(井上喜一君) まず、農業委員会と農業協同組合との関係がきつちりとしてないのではないかと、そういうことで最終的にだれがどういふ責任を負うのかという責任体制が明確になつてないのではないかと、そういうことでございすけれども、現在は移譲年金の裁定請求書につきましても、農協が所要の点検なり、あるいは補正をいたしまして、それから農業委員会の方で経営移譲の内容についてチェック、確認をしております。それが農業者年金に上がつてくるわけでございますけれども、この両者につきまして十分協力すると同時に、それぞれの権限についてはそれぞれが責任を持つように、十分徹底をしてまいりたいと考えております。

それから、農業者年金の事務がかなり複雑で多いわけでございますけれども、それにつきましてもは業務委託費の充実に努めてきたわけでございますが、最近ではなかなかこれにつきましても大幅に予算を拡充していくというのが難しい状況になつてきているわけでございますが、職員の資質向上をするための研修制度の整備充実等を図つていきたいと考えております。

それから、これも既に御案内のことと思ひますけれども、かなり専門的な知識を要するケースが多くなつてきておりますので、都道府県農業会議、農協中央会に相談の担当者を設置すること、昭和五十八年度からやつてきているわけでございます。こういう職員をもう少しふやしてはというふうな御意見もあるかと思ひますが、これもなかなか財政措置等につきまして非常に難しい

点もございすので、既存の予算、制度を前提にいたしまして極力充実を図つていくというところから、それから、できるだけ事務は簡素化をして対応していきたい、このように考えておるわけでございます。

○山田譲君 いろいろ問題もあるかと思ひますけれども、人が足りない、あるいは金が足りない、あるいは金であれば、せめて機構みたいなものを簡素化していくというふうなこと、あるいは責任体制をきちんとするということが私は大事だと思ひます。それから、私は本当に行つてみて、市町村長が責任を負うのか、農業委員会の会長が負うのか、あるいは農協の農協組合長か何かが責任を負うのか、指導するののか、その辺が非常にうろたへていたから、これはぜひ改善をするように頑張つていただきたいというふうに思ひます。

それから、こういうふうないろいろな問題を含んだ農業者年金制度でありますけれども、こういうことについて社会保障制度審議会の答申が三月一日に出されました。その中で、社会保障制度審議会はなかなか厳しい言い方をこれについて言つていられるわけですね。特にこれからは「年金財政上ゆゆしい事態が生ずる」、こういうふうな言い方をしている。「制度の抜本的検討」を既に五十六年に答申しました。「しかるに」と言つていられるんですね。「その後見るべき対応がなされないうままに今日に至り、他の公的年金制度を大きく超える国庫負担を投入しても年金財政の確立は望み得ない状態にある」、ですから、「根本的な検討を行うことを強く要望する」、「しかるに、その後見るべき対応がなされないうままに今日に至り」というふうなことで、行政当局の怠慢をこで責めていられるわけですね。

私は、これはど般しい指摘を余りこういう審議会の答申で見ないんですけれども、これだけ般しい指摘をしたことについて、まず大臣はどういうふうに思われますか。

○国務大臣(佐藤守良君) 山田先生にお答えします。

先生の御指摘のとおりでございまして、結局、年金財政を健全に維持していく上ということに根本的な改善を求めているのは事実でございす。実は、農業者年金の年金資産というのは、昭和六十年度末で約六千億円と見込まれております。当面の制度運営には支障ありませんが、昭和六十二年度末には単年度収支が赤字となり、その後積立金は減つていくというところでございす。そんなことで、我が省といたしましても給付と負担のあり方、それから経営移譲年金の支給開始年齢等の制限の基本的枠組みに係る問題等について、今後部内に設けられている研究会等の場において検討を行うつもりでございす。

それから、実はちよつと余分でございますが、先ほど来質疑を聞いておりましたが、妻の加入の問題でございす。これは局長の答弁していただいております。これは局長の答弁していただいております。加入資格というのは、地権者あるいは使用収益権を設定した人ということでございますが、しかし実際には、私の田舎でも奥さんが全部農業をやつていられるのが実態です。そんなことでございすゆゑ、この検討課題の一つに加えて検討したいと思つております。

○山田譲君 審議会が、ちよつとも対応をしなかつたというところを言つていられるわけですが、これは大臣でなくて局長で結構ですから、そう言われて、いや、おれはちゃんと対応をしているんだという気があるのかないのか、そのとおり怠慢でしたと言ふのか、どっちを言おうとしているのか、はつきり言つてください。

○政府委員(井上喜一君) 社会保障制度審議会から非常に忌憚のない般しい答申をいただいたわけでございますけれども、私どももいたしましては、前回の社会保障制度審議会の答申を受けましてできるだけの検討をいたしたと考えているわけでございます。

これは今回の改正案の中にも反映されておるわけでございます。経営移譲年金の給付水準でありますとか、あるいは今回の農業所得を前提に

たしまして給付を行います場合に、既裁定者との関係で既裁定者の裁定額が現行法といひますか改正法、既裁定者の裁定額が改正法によります裁定をした者よりも上回る場合には物価スライド措置を停止しますとか、あるいは農業構造の改善を促進するために経営移譲をする態様によりまして年金の給付水準に差をつけると、こういったようなことをいたしたわけでございまして、これらにつきましては前回社会保障制度審議会の答申を十分検討いたしまして、このような改正案を出したということもあるわけでございます。

○山田議員 それは、抜本的な見直しとあなたが言うのにはお粗末だと思ひますよ。単なる手直しではない。やっぱりさつき言つたように、大臣もちよつと触れておられたけれども、六十二年ですか六十三年に単年度の赤字が出る。その後はずっとその赤字がふえていく一方でありますね。ですから、そういう状態であつたら大体七十一、二年ころは完全にパンクというような状態を考へざるを得ない。それを防ぐとすると、今度も上がつていくわけですが、掛金を上げて給付を下げるというふうなやり方、保険財政のたじつまを合わせようとするばそういうことをやるほかにない。それだつて限度があります、もうこれだつて非常に今度は高くなつていふと思うのだけれども、そうすると、もうあと十年足らずのうちにやつてくるそういう状態を考へて、それこそ審議会じやないけれども抜本的な検討をしなきゃならぬのはこれは当たり前で、今、局長が言つた程度の単なる手直しじゃ、とてもおさまらぬと思うんですよ。それについてどうお考えかということなんです。

○政府委員(井上喜一君) 今回の改正におきましては抜本的なところまではいかなかったわけでございますが、その検討の第一歩を踏み出したという状況と考へておるわけでございまして、御指摘のように、やはり抜本的な検討を行ひましてこの農業者年金制度の長期安定を図つていかなくちゃいけないわけでございます。これにつきまして

は、なるべく早い時期に制度の枠組み等を含めまして十分に検討をして結論を出していきたい、このように考へていふ次第でございます。

○山田議員 あと十年しかないわけですよ。そのうすると完全にパンクするといふ状態を迎えていくわけですから、そんなのききなことを言つていちゃ困るので、やっぱりこういふふうにします、ああいうふうにしたいと思ひますとかいふことを、パンクを防ぐために、あるいは農業者年金制度なんかもやめてもいいという考へなら別ですよ。そうじゃなくて、これはずっと半永久的にびちちと伝えていこう、いいものにしていこうという考へがあるならば、それはやっぱりそういう十年先のことを考へてある程度の構想くらい持たないと、それは困つちゃうんじゃないかと思ひますよ。

○政府委員(井上喜一君) この点につきまして、構造改善局の中に設けました農業年金制度研究会におきまして、あるいは国民年金審議会におきまして、同様の意見が出されていくわけでございますが、なるべく早い時期に基本的な検討をしまして、農業者年金制度の安定を図つていくべきであるといふことでございまして、そういうことを指摘されていくわけでございます。現時点におきまして、基本的な枠組みにつきましてはこのように考へるというふうなところまではいっておりませんけれども、私どももいたしましては、そういう問題につきましても、早く検討いたしまして基本的な方向を見出したい、このように考へておる次第でございます。

○山田議員 それは今すぐに言えといふのは、大事なことですから無理かもしれないけれども、やっぱり本当にできるだけ早くこれをやつてもらわないと、また予算もそろそろ概算要求の時期になつてきますけれども、そのときにまた大蔵省とやつて、大蔵省はそれはもつと給付を減らして掛金をふやせといふふうなことを言つてくるに違ひないですわね。そうしたら一体どこを歯どめにして農水省としては頑張るのか、あるいはどういふ理

屈を持つてそれに対抗していこうとなさるか、そういうことを今から十分考へていつていただきたいといふふうな思ひです。

○政府委員(井上喜一君) これからの農業者年金の新規加入者でございまして、大きく分けて二つあるわけでございまして、最近特に多くなつております他産業に一度就職をしまして若いうちに離職をしまして帰農をする者、それに新規学卒者でそのまま就職していく、こういうグループと、それからもう一つは、先ほどの御質問にもありましたが、加入資格がありながら未加入である者の中から農業者年金基金等の加入促進に對する効果も勘案いたしまして加入する者と、こういう二つの範疇の者があるわけでございまして、そういう二つの範疇の者があつて、六十一年度から六十五年度は毎年三万人、それから六十六年度から六十八年度は二万四千人、それから六十九年度から七十年度は二万四千人、それから七十一年度から七十二年度は二万四千人、七十三年度以降は二万人程度になるだろう、こういうふうな見込みをしていふわけでございまして、最近の加入状況を見ますと、五十五年が二万二千三百八十八人でございまして、五十六年度が二万二千三百八十八人でございまして、五十七年度は二万六千二百四十六人、五十八年度は二万八千七百八十八人、五十九年度は三万九百九十二人と、こういうふうな増加をしていけるわけでございまして、そういう中で、私どもはこういう今申し上げましたような新規加入者を見込んでおるわけでござい

ます。それから、将来の見通しでございまして、昭和六も、このような前提に立つて考えますと、昭和六

十五年段階では被保険者数が約六十七万人、それから経営移譲年金をもらつていふ人が約六十万人、それから農業者老齢年金をもらつていふ人が約四十三万人弱といふことでございまして。それから昭和七十年時点で見ますと、被保険者数が約五十七万人、それから年金を受給していふ人でござい

ますが、経営移譲年金が約六十五万人、それから農業者老齢年金の受給者が約五十七万人と、こういう見通しを持っておるわけでござい

○山田議員 要するに、新規加入の数はずっとどうしても減つていきますね。それで、受給者の方が物すごく膨大にふえていく。こちらの方の被保険者はずっと減つていくわけですね。そうなる

○政府委員(井上喜一君) これは収支の見通しの場合は一定の前提を置いての見通しでございますが、今の見通しでは単年度収支で赤になりますのは六十二年でござい

遍それに対するお考えを聞きたいと思うんです。

○政府委員(井上喜一君) 年金財政の見通しから言いますと、ただいま申し上げましたように昭和七十四年に年度末資産がマイナスになるわけでございまして、私どもといたしましては、この農業年金制度を長期に安定をして運用していくためには根本的な検討を行わなくちゃいけないというふうに考えておりまして、そういう認識は持っているわけでございまして、給付と負担の関係でございますとか、あるいは最近の高齢化の状況から見まして経営移譲年齢をどのように考えていくべきなのか、その他のいろんな各界からも問題を出されております。そういう問題を含めまして基本的にどのような枠組みを設定していくのか、今後鋭意検討していきたいと考えているわけでございまして、しかも、なるべく早い時期にそういう検討はしなくちゃいけないと、このように考えております。

○山田譲君 時間がありませんから、余り細かいことに触れないで大きなところだけ聞いていきますが、給付の水準の問題について、今度改定するようですけれども、その基本的な考え方は一体どこにあるか、これについて説明してください。

○政府委員(井上喜一君) 農業者年金の給付の水準につきましては、従来から厚生年金並みというようにしてきたわけでございまして、今回の改正におきまして基本的な考え方方を踏襲してきています。

御案内のとおり、厚生年金の給付水準につきましては、昭和六十一年度以降二十年をかけた段階的に給付水準が改定をされることになっておりまして、二十年後の給付水準は改正前の約六〇〇程度になるといってございまして、農業者年金につきましても、そういう趣旨に即しまして給付水準を改定することになるわけでござい

す。

業者年金について言うと、これは八万九千三百円

というところになっております。厚生年金ですとこれが十一万九千九百五十円、六十歳から六十四歳までですね、こういう差がある。これが厚生年金並みだと言われる根拠というのは、恐らく農業所得なり標準報酬月額が、厚生年金の方の場合は二十五万四千円です、農業所得の月額というのは十三万一千円だから、これはもう金が少なくなつてしまふやうなところ、こういう考えになるのか、ならないのか、そのところはどうか。

○政府委員(井上喜一君) 農業者年金を厚生年金並みに給付をしていくといひますのは、農業者の平均的な所得でもって厚生年金に加入していただければ得られるであろうその水準を確保していくと、こういうことでございまして、したがって、現実の厚生年金の年金額とは若干違うわけでございまして、といひますのは、平均の標準報酬月額が違ひまして、厚生年金の方が農業者年金の基礎になります。農業所得よりも高くなつておりますし、それから年金への平均加入期間が厚生年金の方が長くなつていくわけでございまして、それが具体的な年金額の差になつて出てくるわけでござい

ます。したがって、同じような条件でもって計算をいたしますと、同様な年金額に相なるわけでござい

ます。

○山田譲君 その考えがちょっと私は納得できないんだけれども、その前にちょっと聞いておきたいのは、農業所得の月額、さつき私十三万一千円と言ひましたけれども、これは間違いありませんか。それと同時に、この数字の算定根拠はどういう算定でしたんですか。

○政府委員(井上喜一君) まず、その農業所得の月額でございまして、これは五十八年度の毎月勤労統計から算定されます総給付月数というのがございまして、これが十五・六カ月になつております。それで、所得の年額を除して求めたものでござい

ます。

をしてい方法がございまして、四十六年から五十八年を基礎にいたしまして、というところは制度

発足後最近時点までの期間をとりまして直線回帰あるいは片対数回帰、三次曲線回帰あるいは農業所得のその期間の平均をとりましてそれと年額を算定するわけでございまして、それで一番高いところを今回とつたわけでございまして、無論、最近の五十五年、五十八年は冷害等がございまして農業所得がかなりダウンをしております。これにつきましまして、米等につきまして平年作ということ

を前提にして補正をいたしております。そういう計算の結果、最高の月額が十二万四千から十三万一千円というところになつたわけでございまして、その最高のところの十三万一千円という月額をとつた、こういうことでござい

ます。

○山田譲君 老後の保障という点から考えますと、ちょっと農業所得、今のあなたの言つたやうなことがもとになつて老後の保障の金額を決めていくといひ、そのところがどうも適当じゃないんじやないか。おじいさん、おばあさんは、農業をやつた人でも、あるいはどこかへ勤めていた人でも、同じ金額を老後の保障として保障してやりますし、うと、こういう趣旨でなければおかしいんで、しかも最近では農業所得と勤労者所得の格差が広がつてい状態です。そうすると、おまえはかつて貧乏だったから老後も貧乏だ、こつちは前は金持ちだったから老後も金持ちに、これで

は老後の社会保障的な考えは全然出てこないと思ふんです。それは実際働いていたときとはどうだったかは別として、やはり老後といふことになりま

す。これは金持ちと貧乏を合わせたといふことが大事であつて、昔貧乏だったからこれから金持ちでいけといふやうな考え方は通用しないんじゃないかと思ふんですけれども、どうですか、そこら辺は。

○政府委員(井上喜一君) 年金額の水準を一定に

とにこれからなつていくわけでござい

ますけれども、農業者年金につきましてもそういう厚生年金並み、厚生年金水準といひます場合には、どうしても所得といひのが入つてござるを得ないのではないかと考えているわけでござい

ます。また、年金保険制度として仕組みをどういひますので、当然負担の問題もあるわけでございまして、そういった場合、やはり所得との関係といひことも考えなくてはいけない要素であると考えておるわけでござい

ます。

○山田譲君 もちろん掛ける関係もありますから、それは今までのやうな計算の考え方ではいけ

ばやむを得ないと思ふんだけれども、基本的な考え方として、私は冒頭に言つたやうに、佐藤製作さんが農民にも恩給をと言つた気持ちといひ、

やはり雇用労働者並みの保障をしてやりますよといひことがねらいだと思ふんです。百姓は貧乏だから老後だつて貧乏でいけんといひことは、そのときの総理大臣の佐藤さんは考えていなかったと思ふんです。だから、せつかくの佐藤さんのお考えです。だから、ひとつ農水省としても十二分にそこら辺は考慮した上、単純に働いていたときの所得が少なかったから老後も少なくていいんだといひ考えはとらないようにお願いしたいといひことな

ります。

時間

が来ましたがもう少し、どうしてもこれ

も納得できないと思ひますのは、今度の改正でサ

ラリーマン後継者へ経営移譲した場合に年金額に

差をつけるという制度にしましたね。毎年度二十

分の一ずつ減らしていつて五年で四分の一の差と

する。これは一体どういひ考え方ですか。息子

がサラリーマンでその人に経営移譲した場合に、

もら

うおじいさんの方の年金が四分の一減るとい

うことでは

しょう。これの考え方はどういひ考え方

か、これを説明してください。

○政府委員(井上喜一君) 農業者年金制度は、老

後保障をしていくという目的とあわせまして、経

営移譲によります経営の若返りでありま

すとか規

模拡大等を図ることが目的でござい

ます。

そういう政策目的を持っておりまし、また、そういう政策目的は現状の農業政策からいきまして最優先的に考えるべきことと考えておりまして、この年金制度におきまして、生産性が高い中核農家等に対して極力農地が集まるようなそういう形に経営移譲を誘導していく必要があるというふうに考えているわけでございます。そのような趣旨から、今回、農業者年金の被保険者等に移譲をいたします場合とそれ以外の場合とで年金額に差をつける、こういうことにいたしましたわけでございます。

この問題につきましては、農村内部におきましてもいろいろな意見がございまして、私どもも、農業者年金制度研究会におきましても関係者の意見をお聞きしたわけでございまして、そういった意見を総合勘案いたしまして、現在の法案で提案しております四分の一の格差をつけるのが適当であらう、こういうことになったわけでございます。

四分の一の格差の根拠でございましてけれども、やはり老後生活の保障というようにございまして、その中で、そういった水準も勘案いたしまして差をつけたわけでございます。

○委員(北修二君) 時間になりました。

○山田議員 これはもう絶対に納得できませんから、ひとつよろしく願います。

まだいっぱいありますけれども、これでやめます。

○委員(北修二君) 本案に対する質疑は午前はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(北修二君) ただいまから農林水産委員会を開きます。

休憩前に引き続き、農業者年金基金法の一部を改正する法律案の質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○藤原房雄君 農業者年金基金法の一部を改正する法律案につきまして、若干の質問を申し上げます。次第であります。

この農業者年金基金法、農業者年金は、この問題だけを取り出して云々というわけにはいきません、やはり農業を取り巻く諸情勢について深いかわりを持って、こう思うのであります。その点につきましては広範にわたります問題、限られた時間で一々申し上げる時間もございせんので、何点かに絞ってお話を申し上げます。過日の大臣の法律案の提案理由でございまして、農業者年金は、農業者年金制度、それは「四十六年一月に発足して以来、農業経営の若返り、農地保有の合理化等に寄与してまいりました。しかしながら、農村における人口構造の高齢化、兼業化の進展等により、農業者年金をめぐる状況は厳しいものとなってきております。」、このように大臣もお話しておりました。

確かに大臣のおっしゃるような状況の中にあると思いますが、こういう認識の上に立って、それに対してどう対処するかという次のものが出てくるわけであります。そういうことからいまして、厳しいものがあるということでありまして、でも、その厳しさというものをどう認識していらっしゃるか、そしてまた、農業の持つ重要性というものを当委員会では何度も強調しているわけでありまして、その強い認識の上に立って、その厳しい諸情勢をどう乗り越えようとするのかという、そういうところが非常に重要なところだろうかと存じます。

大臣の趣旨説明にもあったところでございまして、趣旨説明ということですから詳しいお話もなく、このような言葉になっていくわけでございますが、この現在の農村における人口構造の高齢化とか兼業化の進展、こういうことで農業者年金をめぐる諸情勢は非常に厳しいという、この趣旨説明でもお話になったその中といえますか、その奥底にあります大臣の認識、そこらあたりのこ

とをまず伺いしておきたいと思っております。

○政府委員(井上喜一君) 農業者年金制度をめぐる情勢というのはなかなか難しい問題がございまして、農村地域におきまして兼業化が相当進んでいるわけでございまして、そういうことから経営移譲をいたします場合にも、専業ないしは専業的農家に経営移譲することとなく、安定兼業農家、いわゆるサラリーマン後継者に経営移譲がどんどんふえてきているというような状況もございまして、確かに後継者は若返るわけでございまして、農業者の経営能力という点から見ますと問題が出てきているわけでございまして、そのような農業者の経営者の質につきまして、かなり状況が変わってきております。

また、経営移譲の数でございまして、当初予定いたしました後継者移譲、経営移譲が非常に数が増えてきております。さらに、全体として高齢化が進んでおりまして、年金の受給期間が長期化をしていく傾向がございまして、

こういうことで、構造政策という目的から見ました効果につきましては問題がございまして、また年金財政を長期的に見ました場合にも、長期安定をしていくという点から問題が出てきてくるわけでございまして、非常に難しい問題、厳しい問題として受け取っている、そういう趣旨でございまして。

○藤原房雄君 ただいまお話をいたしました、農業者の質の問題、それから経営移譲がある程度進んでいるという点からお話をいたしました、これは今日まで、基本法農政以来、農業の基本になります農業の憲法と言われた農基法、その後、社会の大きな変動、そういう中でありまして、最近では「八〇年代の農政の基本方向」を推進する一つの目安といえますか、目安というより農業の基本といふものを打ち立てて、それに近づけていく、五十五年の農政の答申を受けて、五十五年の十一月には「農産物の需要と生産の長期見通し」、こういうことで目標年次を六十五年にする、こういうことであるという計画を立てましたです

ね。現在、非常に社会の変動、時代の変化が激しいということで三年先も五年先もなかなか見通し得ないような不安定な問題がある。それを十年とか十年間というオーダーで見通すということになりますと、これはいろんな違いが出てくるのはやむを得ないことなんだと思っておりますが、特に農業の問題につきましては、非常に今、構造的に改革が求められておる。

こういう中でありまして、先ほどお話をいたしました農業者の質の問題、さらにまた後継者の問題等につきまして、今日までも施策としてはそれなりに進めてきたと思うんでありますけれども、現実問題、農業に非常に希望の持てるような状況に、現在は胸を張ってそれを言い切れるだけの状況にないことは、他産業と比較をいたしますと農業所得、こういうものを見ましても明らかであると言わなければなりません。そういうことで中核農家の育成ということを今日までも言われてきておるわけでありますけれども、その中核農家育成ということもなかなかこういう社会情勢の中では進展をしない。

こういうことで、私は今回農業者年金の問題につきましても、とにかくこの構造政策と農業者年金、こういう政策が相まって、当初計画を立てたような方向に農政が進めばいいのかもしれないが、日本の限られた耕地面積の中で五百万と六百万とも言われた農家が規模拡大をするというそういう方針を立てましても、そうわずかな期間の間に農業構造というものが大きく変化することとは非常に難しいことである、特にだんだん農村の居住化というようにすることも出てまいりました。兼業農家というものの対峙もそれなりで位置づけたいものを明確にいたしませんと、今まで言っておりますような中核農家一本やりの物の考え方は、そういう形でそのまま推し進めよう、規模拡大、それは当然しなければならぬのであります、それが日本農業の大きな希望を持てる道はこれ以外にないような方向性というものは、



が福祉の向上に資するとともに、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与することを目的とする。」ということ、これは並列で書いてあるわけでご覧いただき、要は、この年金制度は、構造政策と老後保障というのとは非常に密接に絡まっている、密接な関係において仕組まれた制度である、このように考えております。

○藤原房雄君 密接に絡まっているから、どちらを重視してどちらを軽んずるということではなくて、両者の力、いわゆる両者のそれぞれの働きというものを農業発展のために生かしていかなければならないということで、軽重とかそういうことではないというふうに考えるのは当然だと思ひます、その辺はどうですか。

○政府委員(井上喜一君) 並列に書いてありますので、軽重ということはないわけでご覧いただけます、現在、農業が置かれていたような状況から見ますと、より両者の関係は密接不可分に絡めていく、そういう両者の関係を十分絡めてこの制度を考えていく、そういうような時期に来ていると考えております。

○藤原房雄君 ます、この目的の二つの柱ということになります、農業経営の近代化及び農地保有の合理化、この法律が果たしてきた役割、これは端的に言ってこの言葉に表現されるんだらうと思ひますが、この若返り及び農地保有の合理化等、こういう問題については農水省としては、統計的な数字はいろいろありますけれども、施行以来十五年ですか、十五年そこそここの年数でありますけれども、

〔委員長退席、理事最上進君着席〕  
それなりの成果といひますか、効果をあらわしてきたというふうに評価をしているのかどうか、その辺はどうですか。

○政府委員(井上喜一君) この法律制度が目的としますことについては、いろいろな見方があるかと思ひますが、一定の成果は上げてきていますと考えております。

経営移譲によります経営者の若返り、これにつ

いても三十五歳未満の若い経営者に八〇%にも及ぶ経営移譲が行われるようになってきておりますし、また細分化防止、一括移譲ということにつきましても、従前よりは多い一括移譲が行われるようになってきております。

さらに、移譲の形態として第三者移譲というのがあります、これは直接に土地を譲り受けた経営者の規模拡大に直結しているわけでご覧いただき、規模拡大効果は相当に出てきている、このように考えております。

また、経営移譲によりました後の後継者の経営状況を見ますと、移譲を受けた農地等を土台にして、さらに経営規模を拡大してきているというふうな傾向があります、そういう点を含めまして、この年金制度による構造政策的効果はかなり出てきているというふうに考えております。

○藤原房雄君 最近の農村の混雑化ということ、しかも農村に工場がどんどん導入される、こういうことでお働きになる方々もだんだん多くなる。昔は農村は農家の方々だけであつたのかもしませんが、そういう社会の大きな変化の中で、農業者のみならず、とかくに自分の生活というのは人との比較で見るとなるとなるわけであり、ます、この年金が充足した当時もやはり厚生年金並みの制度、支給条件、こういうものが厚生年金並みというのの一つの目標というか、農民も一つの大きな願ひとしてきたところだと思ひます。

厚生年金の場合は、これは企業負担があるわけであり、ところが、この国民年金を基として進めております農業者年金、国民年金は企業負担はございません。本人負担、国庫のある程度の補助ということがあるわけであり、すけれども、当初から厚生年金並みと、こういうことで進められてきましたけれども、しかし、現実には、基礎年金の上に加算される年金という意味合いの上から、形としてはそういう形に進みつつあるのかもしませんが、実際の加入期間とか、または支給金額とか掛金等、大きな相違が出てきているのは

御存じのとおりです。

こういうことから、当初厚生年金並みと、こういうことが言われてきた、そういうものに對しまして政府としましてはこういうことをどのように認識していらつしやるのか、お考えになつていらつしやるのか。とてもそんなことは聞いたこともないというか、聞いてはいるんでしようけれども、できないことだといふようなお考えなのか。今回の改正に当たりまして、そういう問題についてはどのように念頭に置きながらこの改正の手法について進められてきたのか、その辺ちょっとお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(井上喜一君) ただいまお話しの方は、農業者年金として現実に経営移譲年金を受け取っている金額、あるいは厚生年金の平均の月額、こういうものを比較いたしますとかなり差があるわけでご覧いただけます。五十九年三月末で申しますと、農業者年金の場合には月額が四万九千三百四十円でございますし、厚生年金の場合には十一万三千三百一円というふうになっております。これは平均加入期間が両者で違ひますこととか、また平均報酬月額が違ひ、こういうことで違ひているわけでご覧いただけます。農業者年金の給付水準につきましては従来から厚生年金並みと申してきただけでございますが、この中身は、農業者の平均的な農業所得で厚生年金に入つたとすれば、そこで給付されるであろう年金水準を農業者年金として確保する、こういう趣旨でございます。したがいまして、厚生年金に加入し平均報酬月額が十三万一千円、こういうふうになりますと、農業者年金加入者の今回の改正によります十三万一千円を基礎にいたしました年金額と同じになるわけでございます。

この厚生年金並みといひます場合に幾つかの考へがあるかと思ひますが、やはり報酬、所得といふものを基準にしていくなか一番妥当であろうというふうに考えるわけでございます。したがいまして、農業者の農業所得を上げていくといひますのは、農業政策全体として、あるいは経済政策

全体として農業所得を上げていくというふうな努力にまつべきものでございまして、現実の農業者の所得につきましてもは実際の所得を基礎にして考えていくべきものであらうというふうに思ひます。

○藤原房雄君 農業者の農業所得というのは、このところ農産物の価格がずっと据え置かれて低迷しておりますから、どうしても低い。それから、サラリーマンの給与も五十五、六十年低い時代もありましたが、しかしこのところ四、五、六の伸び率というのがあるわけであり、ますから、どうしても農業者の農業所得というのは低迷してある。そういうことから言ひまして、現在の算定方式から言ひますと、どうしても低くなるのはこれは当然と言ひばり、然るに、しかしながら、老後の保障ということからしまして、しかし農業の所得として加工業のように急激に所得を伸ばすといふことはできない。農業の場合にはそれなりの時間がかかる、技術的な改革のために投資をしなければならぬといふ、そういうハンディを背負いながらこれを進めていくといふことでありますから、サラリーマン並みの所得が上げられれば問題はないんですけれども、そうはいかないし構造的なものがある。

それなりに、ならば国の国庫補助というものがそれをある程度カバーするのでなければならぬ、こう思ひますが、今回はほかの公的年金の大改革との横並びで国の補助率というのはカットになる。こういうことから、本来の農業者年金の形態といふものは大きく変質しつつあつて、老後の生活保障といふことよりも経営移譲とか若返りとかといふそつちの方に力点が置かれて、構造改善の方にどうもウェイトが置かれるような感じがしてならない。この法の目的は老後の保障といふことが明確にうたわれているにもかかわらず、その施策といふのは、農業所得が低いんだから現状では現在のこの算定方式ではやむを得ないんだというところの算定方式でやむを得ないことであるならば、法の目的は一体何だったのかと問ひ直さな

ければならないんじゃないかというふうな気がしてならないんです。こういうことで、このたび政策年金ということで確かに財政のいろんな状況もあることは私もよく存じておりますが、公的年金のほかに年金との横並びで、同じような形で同じようにこれが改正されるということにはいささか問題があるんじゃないかと私は強く思うんですけれども、この点については政府はどういうふうにお考えなんでしょうか。やむを得ないことだ、しようがないんだということなんでしょうか。

○政府委員(井上喜一君) 農業者年金制度と厚生年金の制度とはそれぞれ仕組みが違いますが、年金の給付の要件等も違うわけではあります。ただ、お互いに共通しているような事項もございまして、例えば高齢化の社会を迎えまして農業者年金加入者におきましても高齢化が進む、加入者といいますが、受給者につきましても高齢化が進行しているような状況でございまして、そういう一般的な現象については共通の状況がございまして、また農業者年金につきましても、給付については従来から厚生年金並みというふうなことで対処してきたわけではあります。

このたび公的年金制度の改正が行われまして、二十年をかけた給付水準の改定が行われるわけではありますので、農業者年金といたしましては、その趣旨を踏まえまして、それに準拠いたしまして年金給付の水準を改定することにいたしましたわけではあります。そういうことで、農業者年金制度を取り巻く状況、それに影響されます年金財政あるいは給付水準の考え方等を考えまして、今回のような改正案を提案した次第でござい

ます。

○藤原厚雄君 そういうことで、これは大蔵当局との財源の問題でいろいろ話が合ったんだろうと思えますけれども、本当に政策目的を達成するという考えの上からこれを進めようとするならば、ほかの公的年金と同一視するようなことで今回の改正が進められたということであるならば、これ

はだんだんだんだん変質したものになってしまっているんじゃないかと私は危惧するんですね。農業構造政策というのは農業者年金だけじゃございせん、ほかの政策もいろいろございまして、しかしながら、第三次土地改良事業なんかを見まして、第二次の進捗状況から第三次を見まして、公共事業の大幅なカットの中でこの進捗状況が非常に芳しくないのは御存じのとおりです。

今、対外経済摩擦ということで日本の農業が大変な危機に直面しておるわけでありまして、同じスタートラインに立ってスタートするなという知らず、いろんな不利な条件の中で追いつき追いつけないこと、どうも最近の農業を取り巻く諸情勢の厳しさというところ、それから農業に対する国民の関心度というものの対するPR、そしてまた農水省には、大臣には申し上げておりますように、農林予算というものが一番年々縮小しておる。こんなに農業を重視しなかならぬというところが叫ばれておる中で、お金だけがすべてではないのはわかりますけれども、しかし、かつて給付算の割からありました日本の農林予算というものがもう七割を切るような状況の中、狭い日本の国とは言えながら、耕地の基盤整備をするというところまで十分に進んでいない、そういう中で諸外国または他産業と競争しなかならぬという状況にある。

そういうことからいいますと、この農業者年金も財政的にはやむを得ないと言えどもそれまでのことともしませんが、やはり大臣のよく言う足腰の強い農業、そういう農業の基盤を確立するためには大事な制度であり、そのためにはいささか時間をおかしていただいて、足腰が強くなるまで公共投資を初めといたしまして諸制度については見てもらわないと、とてもとも他産業と同じような条

件でどんどんどんどん国庫負担が削られ、あの制度もこの制度も縮小されるということの中で、日本の農業に足腰強く立ち上がっていくべきではないと言われましてもなかなかそうはいかないのではないのでしょうか。

これは農業基本法以来、今日までそれぞれの目標を定めて、農水省を中心に進めてきたことはよくわかるんですが、しかし他産業の高度成長と農業の合理化推進、機械化、こういうものと進捗状況というのはそんな同一のパーセントで進むわけはございませんから、今日なおかつ基盤整備や何かでしなやかならない諸制度については、まだまだ手を加えなかならないところがたくさんある。皆さん方に言うところ、いやことしも厳しい中で随分頑張りましたという返事しか返ってこないんだけれども、大臣、これは本場に一農業者年金の問題ではなくして、日本の農業を守るといふことの上から見まして、年金制度ですから公的年金と一緒に横並びで同じように国庫負担が、国庫補助がカットになる、やむを得ないんだというところではないのかどうか。また、公共事業につきましても基盤整備の大事な柱が、投資がだんだん少なくなつて基盤の確立がおくれている、そういう中で対外貿易摩擦に打ちかつ足腰の強い農業といひましても、これはちよつと無理な話ではないでしょうか。

そういうことで、今日までの財政当局との折衝等もあわせて、また農水大臣の農業に対する強い決意といひますが、そういうものもあわせて、農業者年金だけじゃなくて、農業というものの対してのもつと強力な歯どめというか力強いバックアップをいささかの間これはしなかならぬ。合板問題が出まして林産業については別枠でということですが、これは二年や三年ですぐできるかどうかかわかりませんが、農業につきましても、やはり競争するには競争するだけの基盤を築かなければいかぬ。

そういうことからいたしまして、何も農業者年金のことだけ言っているんじゃないですけれど

も、諸制度が他産業並みに全部一律にカットになつて一律に縮小されて、そしてそれ立ち上り言われても、それで外国に打ちかつ大臣の言う足腰の強い農業ができるのかどうか、私はだんだんだんだん迫りくるこういうやり方に対して、非常にふんまんやる方ない気持ちでいるんですけれども、どうでしょう。

○政府委員(井上喜一君) 構造政策を推進するのは単に年金だけではないわけではございまして、今御指摘になりました公共事業を計画的に推進をしていく、あるいは構造改善事業等の非公共事業についても充実をしていく、そのほか農振法なり農地法等に基づく規制等も行っていくというふうな総合的な施策が必要でございまして、特に、御指摘になりました公共事業につきましても、五十七年に第三次のいわゆる長期計画を策定いたしました、三十二兆八千億円という内容にいたしました、その進捗率が一六％ということに相なつておるわけではあります。財政状況が最近のような状況でございまして、相当進捗率が低いわけではありますけれども、今後ともさらに力を入れてこの計画の達成に努力をしていかなければいけません。

年金の方につきましても、このたびの改正案では補助制度の改定をいたしております。これにつきましても、私どももいたしましては年金制度の現状から主張すべきは主張いたしまして現在のところのような改正案になつてはいるわけではありますけれども、背景といたしましては、公的年金制度におきまして、提出時と給付時の双方に国庫補助をしていないわけではあります。農業者年金制度におきましてもこの提出時補助は当分の間と、こういうことになつたわけではあります。また、公的年金制度におきましても国庫補助は、国民年金といひますが、いわゆる基礎年金部分に對しまして十分の三の補助があるわけではあります。そういうことで基礎年金部分に集中をしております、それに上乗せをされます年金の部分には補助

がされないということでございます、農業者年金につきましても政策年金に対する補助であるということも明確にする必要があったわけでございます。

このようなことから、経営移譲年金の給付につきまして現行の三分の一の補助をしておりますが、これに加えて当分の間の措置でございますけれども、さらに六分の一を付加する、こういうことにしたわけでございます、これもあくまで国庫補助水準を急激に変えるということとは年金財政に大きな影響があるということでこのような措置をとったわけでございます、この結果、確かに財政的には影響はありますけれども、大きな影響がこれであるというふうに考えているわけでございます。

確かに、財政というものと無関係に年金制度も論じられないわけでございますが、我々としてはましては与えられた状況の中では最大限努力をいたしまして、まず今後のこの年金制度の維持継続が長期的に図られますようなそういう観点から、今回の改正案を提案した次第でございます。  
○国務大臣(佐藤守貞君) 藤原先生にお答えいたします。

私に対して一般的な農業の重要性についてのお話だったと思うんですが、やはり私は農業というのは、いつも言っている生命産業ということでも国民に食糧安定供給の大きな役割を果たす、またそれ以外に水資源の涵養その他公益的な機能を持っているということでございます。また、地域社会におきましても就業の機会等を与えるということでも地域経済に大きな活性化を与えておる。

そういう形の中に、やはり国民に食糧を安定供給する立場から三つの考え方が基本だと思っております。その一つは、生産性を高めて国内で生産できるものは国内で生産して自給させることでございます。第二番目には、どうしても足りないものは価格を安くし安定的に輸入するということです。それとともに三番目には、やはり不慮の災害に備えて備蓄をするということ、そんなことで実

は一番目の生産性を高く、そして国内で自給できるものは国内で自給するという形の中に経営規模の拡大等があるわけでございます。

そういう意味におきまして、私はやはりこの農業者年金というのが経営者の若返り、そういう形での老後保障をするということ、先生の御指摘のように十分ではございませんが、これからの積極的に進めていくというのが正しい方向ではないだろうか、こう考えております。

そういう形の中に、実は大変財政が厳しいのは先生御指摘のとおりでございます。そういう厳しい中に、とにかく厳しい予算でございますが、有効にかつ効率高く予算を運営する、そういう形の中に、どうしても農林水産業に必要な予算はこれを確保する、こんな考え方で今後とも進めたいと思っておりますので、よろしく御理解と御協力、御後援をお願いいたします。

○藤原房雄君 農業の話になるとすぐそんな話になってしまふんですが、大臣は政治家ですから財政当局がどうこうというそういう手続上のお話の前に、やはり農林水産業に責任ある立場として、政治家として主張することはひとつしつかり主張されて、農林水産業の未来に大きな問題を起すようなことのないような先見性のある御判断をお願いしたい、これはいつも言っていることでありますけれども、何回この法律を見ましても、何も国庫補助が切られるからという、確かにしなやならないことはしなやならない、みんな痛みを分かち合わなきゃならない部分もあるんですけれども、やはりどうしても守らなきゃならない一面もある。

過日も、第三次土地改良構造改善三十二兆なんという計画を立てたのできそうもないということとを申し上げたんですが、さっき一六兆進捗しておりますと言っておりますけれども、公共事業が財政的な、三年前です計画を立て直すときに、財政事情が非常に窮迫しているという中で計画でありますから、これをきちんと計画を立てて推進するということは、農業にとって基礎確立の上

に非常に大事なことであるし、計画を立てた以上はそれはやはりある目標、目的が達せられるように大臣にも重々お話ししたところであつたわけでありませう。

ところが、財政事情が非常に窮迫を告げる中で農業だけが突出するということは難しいことなのかもしれないけれども、防衛予算並みとは言わなくとも、その半分ぐらいは大巨額とつて頑張ってもらわなければならぬ、いよいよ予算の時期を迎えておるこういうときでもございまして、かみついたら、主張したら一歩も引かないというぐらい日本農業のために頑張っていた方がいいと思ひます。これはできることではないこととありますけれども、一線だけはひとつ守り通してもらいたい。そういうさっきのこと言えれば国庫補助のことを申し上げましたが、現行の保険料拠出金の十分の三の補助は廃止になるわけですが、経営移譲年金の給付費用額の三分の一とそれから当分の間六分の一の補助、当分の間というのは、これはどのように財政当局とのいろんな話の中では農林当局としてはこれをお受け取りになつていらっしゃるんですか、これをちよつとお伺いしておきます。

○政府委員(井上喜一君) このたび拠出補助の十分の三が廃止されまして、経営移譲年金の給付時の補助に六分の一の上乗せ措置がされることになつたわけでありまして、当分の間ということになつております。

この上乗せ措置の趣旨でございますが、拠出補助が廃止されることによりまして農業者年金制度の円滑な運営に支障が生ずるということは問題でありますので、そういうことのないように、つまり国庫補助水準の急激な変動を緩和するために設けられたものでございます。趣旨は、あくまで農業者年金制度の円滑な運営ということにありますので、こういった趣旨を強く考えまして、今後とも制度運営に支障のないように対処をしてまいりたい、当分の間というのはそういう趣旨に考えております。

○藤原房雄君 そこらあたりで我々も、人のいい藤原さんも最近は大変なことでございまして、それから、地方自治体の補助も一律カット、突然そういうことが浮かび上がった強引にそれがまた通されるという、こういう煮え湯をしょつちゅう飲まされておるものですかね。支障を来さないというのはいくら条件をそういうふうにするのか、そこらあたりいろいろ大蔵との話もあつたんだろうと思ひますけれども、当分の間というのは非常に幅があつてないみたいな表現方法になつてはいるわけですが、

〔理事最上進君退席、委員長着席〕  
ここらあたり、これは事務当局の方に云々するといふよりも、やっぱり大臣にしっかりとこれは厳しく見ていただかせないと、ほかの年金財政と違つて非常に財政の難しい中で運営、また農産物の価格が低迷しておる、また農業就業人口がだんだん減りつつある、専業中核農家がだんだん減りつつある、若い人たちが一方ではふえつつあるとは言っておりますが、そんな急激にふえるような状況にはない、いろんな難しい環境の中のこととありますから、財政というのはいさばり十年、二十年という先を見てのこと、五年ごとに見直すことにはなつておりますけれども、ぜひひとつこれは厳しく見定めて、それこそ支障を来さないようにやつていただきたい。

それで、三分の一と六分の一で二分の一補助といふことになるわけですが、制度の成熟で補助総額は年々ふえることになる、数字的なものはいたいたしておりますが、これによりまして補助率の拠出時と給付時のトータルで現行よりどういふことになるんでしょうか。現行制度とそれから今度新しい法改正によりまして拠出時の十分の三の廃止、そしてまた当分の間の六分の一、給付費用の三分の一の国庫負担、こういう新しい制度になります。現在までの制度と新しい制度によりましてカットされる分というのはいさばりといふ話になるんでしょうか。これは一割ぐらいという話聞いておるんですけれども、ちよつとその辺、御

説明ください。

○政府委員(井上喜一君) 財政の収支見通しによりますと、現行制度に比べまして一割弱の減少、これが国庫補助額でございす。しかし、国庫補助額全体といたしましては、受給者が増加していきまして年々増加をしていくことになるわけでございまして、したがって金額で申し上げますと、毎年大体平均しまして九十億圓ぐらいになるわけでございす。したがって、向こう五年間をとってみますと、大体四百五十億圓ぐらいになります。

○藤原房雄君 大臣、今お話ありましたように、いろいろ現行制度を改正するといひましても補助率を削減するということでありまして、改正ということになると何かいい方向に進むみたいにするのかもしませんが、決してそうじゃございませんで、どんどん窮屈になるということですから、そうでなくても政策目的があつて、それから加入者にも限定があるという中でございすから、非常にこれは行く末について厳しい目で見ていかねばならないことだろうと思ふんです。それから、給付水準とか保険料とか、こういう問題についてもいろいろお話をいただかなきゃならぬし、また厳しい注文をつけなきゃならぬいろいろな問題もあります。時間もありませんからそれらについてはちょっと省きます。

それで、先ほどもお話ございましたが、この制度はそれなりの機能はしてゐる。若返りとか経営移譲、こういうのが進んでおるといふお話ございましたが、実績を見ますと、第三者移譲というのは非常に少ない状況の中にあります。八・八割、一割そこそこという。それで、この第三者移譲がその割には進んでいないといふことは、これからいろいろな制度やなんかの整合性というのか、そういうものが整備されて進むようになるのか、現状としてはそれほど進まないだろうといふことなのか、農水省としてはどういふふうにはお考えなんでしょう。

○政府委員(井上喜一君) 私どもは後継者移譲数

がどのようになり、第三者移譲がどのようになるということも数字をもつて明確に予想はできないわけでございます。現在、経営移譲の約一〇%が第三者移譲になっているわけでございます。この数字を大きいと見るのか低いと見るのか、いろいろ見方もあろうかと思ひます。ただ、私どももいたしましては、最近の農業経営者の跡取りの状況などを見ますと、どうも生活をともにして跡をとっていきような後継者がいない農家が非常に多くなつてきているわけでございます。そういう意味におきましては第三者移譲がこれからふえていくような傾向にあるんじゃないか。そういうような一般的な考えを持つわけでございますけれども、具体的にどのようになるかということにつきましては私どもは予測をしておりません。

○藤原房雄君 それから、先ほどのお話にもちよつとありましたが、後継者移譲につきましてもその半数がサラリーマン後継者の移譲というふうな現状になっております。それは社会の変化の中でそういう時代になったんだということなんだろうと思ひますが、政策目的からいいますと、本当はそういうサラリーマン後継者ということじゃなくて、本当に中核として農業を支えていく、そういう人であることが望ましい現状にあると思ふんであります。現実にはそう進んでいない。こういう問題についてはどうお考えですか。

○政府委員(井上喜一君) 農業者年金制度の目的からいいますと、後継者は農業者らしい農業者になるというのが一番よろしいかと思ふのでありますけれども、やはり兼業化の進展というのが予想以上に進んでおりました。そういう結果がいわゆる安定兼業農家といひますか、サラリーマン後継者が多くなつてきている、こういうふうに見えるわけでございます。

○藤原房雄君 これから兼業農家の方々、土地の集約といひましても、規模拡大といひましても、限られた地域の中で、日本全体としての大きなパーセントを動かすというふうな数字はなかなか短期間にできることではないだろうと思ふのであります。そういうことからいたしますと、サラリーマンの後継者といふのはこも少し数がふえる、そういう推移をたどるのじゃないかといふふうには思ひますけれども、こういうことから、先ほど申し上げた兼業農家の方々に対する日本の農業の中の位置づけといひますか、こういう兼業農家に対しましては十分な配慮をした上での施策といふのは必要になつてくるんだろうと思ひます。

次に、政策目的にございす規模拡大の方向といふこと、それにはいろいろな施策があるわけでありますけれども、この農業者年金基金でその手だてをいろいろやつておるわけですね。規模拡大といふことについては八十年代の農政といふことくらいいひましても一つの大きな目標として進められてきていゝわけであります。この農業者年金基金の中で規模拡大のための融資とか制度そのもの手当てといふのを見ますと、実際金額が非常に少ない現状の中にあつて、基金といふのは積み立てたものとそれから国から補助としてもらったものと、そういう中から眼界があるのは当然でありますけれども、しかし地方によりますとか資金がないために規模拡大しようと思つてもなかなか思うように進まないといふ地域もあり、この基金だけじゃなくほかのいろいろな制度がありますから、そういう制度でもできない事業ではないのでありますけれども、五・五%で借りられるといふことではありますから資金需要が非常にあるだろうと思ひます。五十八年の実績並みの資金需要といふことで、それはもう少し拡大をするとか考へるというふうなことは進められないことなんですか。現状はどうなつていゝんですか。

○政府委員(井上喜一君) これは、農業者年金基金の農地の売買業務でありますとか融資業務に資金をどのように配分しているのかといふことだと思ひます。これは五十八年度までの実績しか出ておりませんけれども、農地の買入れの方は累積で九十九億圓、融資が四百十三億圓になつておるわけでございます。六十年年度予算におきましては、農地の買入れのための資金枠を九億圓、それから農地等の取得資金の融資枠を四十五億圓としておるわけでございます。私ども、基金が行います農地の売買業務なり、あるいは融資業務につきましては、基金の円滑な実施を補完をする、そういうことを考へておりまして、離農希望者のものを買い受ける、そういう場合に融資をしたり、あるいはそういう人から直接買ひまして被保険者等にも売り渡していき、こういうことをやつていゝるわけでございます。

基金の資金につきましては、安全で、かつまた効率的に運用するといふことが基本になつておるわけでございます。この業務の実態からいひまして資金的にやや窮屈な面もあるかと思ひますけれども、なるべく効率的な運用、もちろん安全にして効率的な運用でありますけれども、そういうことを配慮いたしますと、なかなかこういう状況にあるわけでございます。

○藤原房雄君 現状としては非常に難しいといふ今の結論としてそういうお話のようであります。これはそういう政策目的の上に立つていゝるわけでありますから、最大限その目的が達成できるような努力、そういうものをひとつ今後図つていゝだきたいと思ふわけであります。

それから、今回の制度で確かに改善になつた点いろいろありますから、改善といふか、よくなつたといひますか、今までの附帯決議、それから各団体から要望されておりましたものも取り上げておる、そういう点ではそれなりの努力があつたといふことはよくわかるんであります。遺族に対する死亡一時金の問題、それから役員になつた農協の組合長が病氣になつたときの空期間をどうするか、いろいろなことで御検討をいただいたことはそれなりに評価をいたすのであります。やっぱり現地の方々といひいろいろお話ししますと、経営移譲のときの経営移譲年金の格差の支給導入、サラリーマンの後継者に対する経営移譲をするときには格差をつけるという、これは一つの混住化とい

で、我々といはしましては、差をつけること自身につきましてはやむを得ない措置として御了解いただけるのではないかと思っております。

ただ、その格差のつけ方でございますけれども、率直に言ひまして、この改正案がまともでありますまでいろいろな意見があつたわけでございまして。私どもの農業者年金制度研究会におきましていろいろな意見がありまして、また政策団体等においてもいろいろな意見があつたわけでございます。

その中で特に注目すべき意匠といたしましては、農業者年金制度といえますのは要するに加入者の相互扶助によつて成り立つ制度でありますし、また世代間の相互扶助ということによつて成り立つ制度であります。つまり、現在の加入者が経営移譲をいたしまして年金をもらうようになりなますと、さらにその後継者が入りまして、単にその本人の分だけではなしに、現に年金を受給してゐる人の分まで負担をするような部分があるわけでございます。そういう世代を超えてといひますか、世代間の相互扶助の制度でもあるわけでございまして、農業者年金をもらつてゐる人に農業者年金に加入してゐる人がある部分を負担してゐるわけでございます。したがつて後継者が農業者年金に加入しておりますような場合と、そうでな

く、厚生年金に加入している場合では違うわけがない。格差をどうするか、という問題でございまして、そういう場合に経営移譲年金に格差をつけたいというのもおかしいのではないかと、むしろある程度の格差があつてしかるべきじゃないかといふかといふような意見も事実あつたわけでございまして。

私どももいたしましたし、そういうような意見あるいはこの政策目的に照らしましてある一定の誘導措置をとる必要がある、より望ましい後継者に経営を移譲していくようなそういう誘導措置をとる必要がある、こういうことで格差をつけたわけでございますが、その格差につきましても、やはり老後の保障と関係がございますので、そういう老後保障の水準ということを考えまして四分の

るんですけれども、こういうことにまた一つの大  
きなブレーキになりはしないか。こういうものを  
克服するためにどういうことをお考えになってい  
らっしゃるのか。PRのあり方とか、いろんなこ  
とを通してまして、これについてはどういうふう  
にお考えになっていらっしゃるでしょうか。

○政府委員(井上喜一君) 農業者とそれからいわ  
ゆるサラリーマン後継者とに移譲いたしました  
場合に、経営移譲年金の金額に差をつけるわけ  
でございますが、これも一気には差をつけるとい  
うのではなく、五年間とか、五年以内で段階的に差をつける

て、五年間を満了して、昇進の機会を得ていく、こういうことにしたわけでございます。これにすぎません、研究会等の意見でもそういうのを支持される方がほとんどであったわけでございます。

今、御心配のその点は、そういう格差をつける  
と経営移譲をしようと思つていても、その移譲の  
促進にブレーキをかけることになるのではないかと  
、こういうことでございますけれども、この格  
差が過ぎました経営移譲年金につきましても、考  
後生活に支障を来さないような水準の額を確保さ  
れていふことになりましたので、私どもといたしま  
しては経営移譲の促進にはブレーキがかかること  
はないだろうという見通しを持っております。

ただ、今御指摘がありましたように、この制度

の改正趣旨につきましては十分御存じに思われますが、底をいたしまして、制度の理解を深めながら、経営移譲が片や促進されますようにしてまいりたいというふうに考えております。

○藤原房雄君　ちよつと語が前に戻るような感じで申しわけないんですが、経営移譲をいたしますと、農協の役員とか、それから土地改良区の専任役員ですか、こういうのにはなれませんかね。

経営移譲いたしますと農協とか土地改良区とか、そういうところの役員には、土地を移譲したわけですからそういう役職にはつかれない。六十歳で経営移譲することなどですが、農村では非常に経験豊富な方々、六十以降の方々がそういう立場に立っているいろいろなことが多いわけで

す。

私もあちこち行って語になるのは、こういう経営移譲をすることのためにいろんな制約を受けるというところで話があるんですが、農村というのはやはり豊富な経験者がそこいらっしやってそこであることがなされる、そういう形態というのは非常に大事なことでありますけれども、これはやはりそういう土地所有者でないということの上から、それは制度的にはそういうことだろうと思

うんですけれども、農村社会という特殊性の中では一考しなきゃならない問題だなというふうに私は考えておるんです。どういう形になるのかわかりませんけれども、農水省でもいろんなことについて御検討なさっていらっしやると思うんですけど、これは制度としてかくかくしかじかたということで一線を引かれていらっしやるのか、現状としてどういうふうにはこれは御認識していらっしやるでしょうか。

○政府委員(井上喜一郎) 経営移譲をいたしまして年金を給付されるようになりますと、農協の組合長なり、あるいは土地改良区の理事長になっておられた方が引退をされるというようなケースがあるようでございます。農協の組合長なり土地改良区の理事長、役員ですね、理事長を含む役員につきましては、法律上は一定の数の学識経験者が就任できるようになっているわけでございます。

土地改良区でありますれば理事の五分の一、あるいは監事の二分の一ということになっております。しかし農協につきましても同様の規定があったかと思えますけれども、そういう法律上の規定で具体的にそれを定款で書くわけでございます。したがって、どうしてもそういう今までの知識経験からして引き続き理事長をやってもらいたい、あるいは理事をやってもらいたいというような場合には、そういった定款改正をいたしましてその中で選任をしていく、こういうことが必要になるわけでございます。

越旨を徹底しているところでございまして、経営移譲をしたからといって直ちに役員なり組合長、理事長をやめるものではないわけでございます。○藤原房雄君 それは各地でいろいろありまして、なかなかはっきりとした明確な判断をする人がいないようで、私も何度か相談を受けたことがあるので、そういう趣旨はひとつ徹底していただきたいものだと思うんです。

それから、規模拡大というのは、日本の農政をこれから推進する上において非常に大事なことになってくるわけでありますが、時間もありませんからちょっと一、二点だけ伺います。まず、所有権の移転ということで農業委員のあつせんによりますものと、それから農用地利用増進事業によります事業とあるんですね。

農業委員のあつせんによります構造政策推進のための中核農家の土地の集約というのは、農業委員会がそこにタッチしますから、いろんな面で両者の話、そういうことをよく聞き、そしてまた取得者の資格とか、そういう問題については厳密にそれを審査をしたり、これは農地が分散することのないようにというようなことでよくそれを見定めるとか、農地価格が適正であるかどうかということについてそれを指導するとか、そのほか税制上のこととか、資金の具体的な相談とか、農業委員を通してやる場合にはそういうことにはよく目を通るといいますか、そういうことなんですけれども、ところが農用地利用増進事業ということでは

利用権を設定するとかいろんな話し合いをするときには、零細農家同士の土地取引、農家同士で話し合い、そこに農業委員というようなものが介在しないでやりますので、さっき申し上げたような分散的な取得、こういうことがあってもそれを事前に防ぎ得ないとか、価格等についても農業委員会に相談しないで進める場合があるとか、農地の資産的な保有を防ぎ切れないとか、こういうようなことが実際あるんですね。

それで、土地規模拡大ということでそれなりの

努力をしていらつしやる方々があるわけですから、制度的にこういういろいろな形がありますと、どうしても好ましい方向といえますか、やはり農業委員会なんかを通して、きちつとそういうものをいろんな条件等を加味した上ですということの方があるべき姿だ、こう思ふんですが、しかし、農用地利用増進事業という制度もあるというところで、これは土地規模拡大推進ということの中でやはり一考を要する問題ではないかというふうに思ふんですが、このあたりどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(井上善一君) 土地所有権の移転なり、あるいは利用権の設定なりをいたします場合に、最終的には農業委員会の許可が要るわけでありますけれども、個々の関係者が相対でそういうのを決めていく場合もありましようし、あるいは農業委員会があつてその中に立ちまして、両者を調整して所有権なり利用権の設定をしていくという場合もあるわけでございます。

ただいまの御指摘は、やはり農業委員会が中心になりましてそういうあつせんをしていけば、例えば農地の集団化でありますとか、あるいは特定の農家に対して地縁のにまとりました農地についての利用権を設定できるんじゃないか、こういうような御趣旨かと思うわけでございます。私どもも、農業委員会がそういうような趣旨で積極的にあつせんをしていくということでありますれば、そういうことが一番望ましいのではないかと、いふふうに考えております。

なお、農用地利用増進事業、これは市町村が公告をするという方法によって行っておりますが、これにつきましては農業委員会の方と十分協議をしておりますので、そこは一般の農業委員会抜きの相対の契約とは違ひまして、かなり調整がされたものになっているのではないかとこのように考えております。

○藤原房雄君　時間もありませんから次に進みますが、何と云つても保険設計というのは、ある規模の加入者というのが、どんどん加入者がふえて

いくというのが望ましいことなんですけれども、農業者年金の場合は農業者がだんだんふえるなんという傾向にはない、減少方向にありまして、そういう点では非常に苦慮するところで、現在加入資格がありながら入っていないのが二十四万とかいろいろ言われておるわけですけれども、加入促進に対して、午前中もちょっとお話ありました、エネルギーといえますか力を入れなければならぬ。私も何人かの方とお話をしましたけれども、やはり農業委員会、それから農業団体、それぞれ組織といえますか、推進のあれはあるんですけれども、なかなか難しいのが現状です。

それで、最初にお聞きしたいのは、都道府県によつて非常に加入率というのは差がある、そういう問題についてもこれは農水省でもいろいろ御検討なさつていらつしやるのだからと思うんでだけれども、どういうところにこの加入率の悪さがあるのか。また、それを克服するためには、PRするためには、新規加入者をふやすためにはどうしなきゃならないかという、こういう対策というものが生まれてくるんだろうと思うのであります。各都道府県の未加入者数、五十八年十月現在のをいただいておりますけれども、現在の加入者の少ない主なところについての、これはいろんなアンケートやなんかもありますから、そんなところに集約されるのかもかもしれませんけれども、特にこれを推進するという立場の上に立つて考えるならば、今後どういう施策が必要になるか。

農業者年金というのは非常に魅力がなくてだめだということじゃないだろうと思うんですけども、大いに意欲を持って、胸を張ってPRする点があるんだ、また、日本農業の構造改善に大きな役割を果たしてきたんだと大臣もさっき胸を張って言っておりましたから、そのためには大いにPRしてもらわなければならぬのですけれども、この都道府県状況等、地方別でも結構ですが、どういうことが隘路になっているか、それを押し進めるためにはどうするか、農水省のお考えをちょっと伺いをしておきます。

○政府委員(井上喜一君) 加入の実績は地域別にかなりアンバランスがあるわけでございまして、五十八年度末現在の加入率を見ますと、全国平均では七九・二%であります。都道府県別では最低では六二・一%、最高で八八・二%でございまして。上位県といたしましては、北海道八八・二、福井八七・一、富山八六・一というふうになっておりますし、下位県につきましては、東京六二・一、青森六八・〇、茨城六八・三、こういうぐあいにかんがりの開きが出ております。

いろいろな状況があらうと思ひますけれども、一つは、年金の担当者によるところもかなりあると考へられまして、熱心に加入促進をするところについては加入率が向上いたしますし、そうでないところにつきましては加入率が低くなる、こういったような傾向もあるのじやないかと思ひます。また、加入する方の資格を持っている人から言いますと、まだ早過ぎるとか、あるいは農業についての先行き、まだ継続してやるかどうかよくわからない、こういったようなこともあらうかと思ひます。

そこで、一つは、やはり年金の担当者の研修等実施いたしまして資質を向上させていくというのが一つと思ひます。また、加入者につきましては、各メディアを通じて加入促進のPRをしていくのは当然でありますけれども、やはりこれは個別にそれぞれの人に合った加入の勧誘ということが必要だと思ひます。特に重点を置いてまいりたいのは、県で言いますれば加入率の低い県でありまして、それから特定加入者の個人の側面から言いますと、経営移譲を受けた後継者でまだ未加入の者でありますとか、あるいは早晩に入らないと年金をもらえないような若い年齢の人などに重点を置いて加入促進を進めていきたい、このように考へております。

○藤原房雄君 年金問題につきましては、厚生年金でも国民年金でも同じですが、非常に制度が難しいというか、いろんなケースの方々がいらつしやつてこれを熟知するということは非常に難し

い。農業委員の方なんかのお話を聞きますと、やはりその一つを担当してマスターするなんというのは相当な年数、経験が必要で、ですからそれをマスターした人をほかの部署に移すなんというところはちょっとできない、エキスパートとして存在しなきゃならぬ。それは農水省も同じことなんだろうと思ふのですが、年金というのは本当にいろいろな仕組みの中にあるわけで、そしてそれでよいといった者が現実加入しまして、ある程度になった年金が出ないとか、何かいろいろな支障を来してその判断が間違つたなんということになりますと、これはえらいことになります。

過日、宮城県で担当者の方が心を痛めて自殺した方がいらつしたのが新聞にも出ておつた、御記憶にあると思ひます。まことに神経質というか、責任感の旺盛な方はそのくらい心を痛める。その人に年金が出るか出ないか、そしてどういう条件でどうなるのかということの一人の人、また一つの家庭に対しての老後の大事なことを判断する役割を担っているということから、担当者というのは、ほかの事務的なそばをばいいてどうするなんということと違つて、非常に地方におきましては責任の重い仕事である。農業委員会を中心として農業団体、地方自治体、それぞれの方々にお願いをしてあるわけでありますけれども、午前中もお話ありました、確かにこの組織といえますか、一人一人の農家の方々に接してそれをきくことと判断する専門家の方が非常に不足をしておるといふことや、またそれを熟知するには年数がかかるということや、この業務運営ということ現場に参りますと非常に難しい。

そういうことで、この事務経費というのはこれはなくてはならない。ですから、毎回のこの年金改正のときには附帯決議の中に業務体制の充実といたうこと、またそれに対する事務費、こういうこととがいつも挙げられておりますけれども、これは中央にいらつしやつてしっかり頭張つてくださいなというふうなことは済まされたい、やはり事務経費とともに体制強化ということ急を要す

る大事なことだ。ここにも今度はまたこのような改正がなされるわけでありまして。担当者の方々がいろいろ相談を受けるということは、本当にもう農林水産大臣の何十倍も責任を負われるというやうな立場で、イエスカノーかというのをききつと判断しなきゃならぬ大事な立場にいます。

過日、岩手県へ行つていろいろのお話を聞きましたら、町村で大体ならして平均で二十万そこそこの事務費という、まあ多いところ少ないところあるんですけど、平均でそのぐらいだということですから、これではなかなかこの責任の重い仕事を完全にやりこなすということは大変なこと。我々が言うとき金のかかる話ばかりで本当に申しわけないんですけども、やり切るためには必要なものなら必要なものとしてやつぱりこれは見なければならぬと私は思ふんですが、今日までの附帯決議でもこの業務体制のことについては、そしてまた事務費のことについてはいろいろ述べられております。

こういうことについて、ぜひこれは大臣、現場でだれが担当してどうなつていくのかということ、そしてその重要な仕事の内容といふものについて、全国すべからずとは申しませんが、大臣の選挙区の中の一つの農業委員会でも結構ですけれども、だれが担当してどういふふうに行つていくのかという実態をぜひこれは見ていただきたい。そしてそれだけの事務費で何人の方がどういふのかといふ、これは現場では一番頭を痛め、そしてますます複雑化する、こういう中にあります。これは電算機や何か入つて簡易化するやうな方向にあるのかもしれませんけれども、現状としてはまだそこまで進んでおりませんから、これはぜひひとつ真剣に、附帯決議でも何度か言われただけで、附帯決議で一体何だといふ議論もありましたけれども、これだけはひとつ、これだけつてはかほどでもないといふんじゃないですけれども、これだけは真剣にひとつ取り組んでいただきたい、こう思ふんですが、どうでしょう。

○政府委員(井上喜一君) 年金業務が的確に行わ

れるためには、年金本部におきましてきちつとした事務処理をする必要がありますけれども、何といつても非常に関係者の多い業務でございまして、実際その窓口になります農協でありますとか農業委員会の方できちんと行われるやうな体制がでないといふ、健全な業務の運営はできないわけでございます。

今お話をいたしましたように、出先機関の業務の範囲を明確にいたしましたので、その範囲の業務については責任を持って事務をやつていただく、こういうことが必要でございます。そのためには業務の委託費の充実に努めていく必要があるわけでございますが、これも私もいたしましては極力そういう事務費の充実ということに努めてきたわけでございまして、なかなか思うやうな増額ができない状況でございます。これからさらに充実に努力をしていきたいと思ひます。また、具体的に、そういう実際の窓口の担当職員の資質の向上を図つていくということが必要でございまして、研修制度の整備充実にも努めていく必要があらうと思ひます。また、それを指導する県の農業会議でありますとか、あるいは農協等におきましても、現在専門の相談員を置いておりますけれども、こういった人たちのレベルの向上もさらにしていく必要があらうかと思ひます。

それからあと、きょう午前中にも申し上げましたけれども、やはり事務はできるだけ簡素化をしていく、必要最小限度のものにして簡素化していくやうな、そういうやうな措置もあわせて検討していく必要があらうと、このように考へております。

○藤原房雄君 ぜひこれは大臣、こういう財政の中にあるんですから私も十分にわかつてますが、しかし、必要ならつてはつきましてはこれはやっぱりきつといつたしませんが事務の停滞、そしてまた、今農業人口が若い人からどんどん入つて世代交代がどんどん進んでいくという明るい希望の中にあるなら、我々はこれはおおよそに構えてもいいんですけれども、農家人口がだんだん減少傾向に

あり資格要件の方々が減つてもふえることはない、こういう現状の中にあつて、保険設計の上から言ひましても、やっぱり加入増進また趣旨の徹底とか、こういうことについては力を入れなければなりませんし、事務の簡素化ということもこれに必要で、事務の簡素化といふことも、そういうことで必要な財源については、事務費としてはやっぱりこれだけのものは出していかねばならぬといふものについては、政治家としてぜひこれは強く主張していただいて、せつかくノーベル平和賞をいただいた佐藤榮作先生がおつくりになられたこの農業年金制度が、何だか形がいつの間にか二本の柱が一本になつて、老後の保障なんといふのが消えてなくなるみたいなことでは相ならぬと私は思う。これはぜひひとつ、これは事務方の方は事務方の方としてあれですが、大臣に強く強く要望しておきたいと思ふんですけれども、大臣のひとつ所見をお伺ひしておきます。

○國務大臣(佐藤守良君) お答えいたします。

実は私もこの実態についてはかなり聞いたわけですが、まだ現地へ行つて特に聞いたわけではございませんので、御指摘もございましてから一度よく勉強いたしまして運営に支障ないように努力したいと、こう思つております。

○藤原房雄君 まじめな人は心を痛め、過日はこの相談員の方が自殺したんですよ、本当にね。それはど事務の煩雜さと、その一家にとつて大事なことだといふことでお取り組みになつて、最前線の方のことを、ぜひひとつ大臣お忘れなく対処していただきたいと思ひます。

時間がありません。最後になります。これは午前中の質疑にもございました。やっぱりこの農業年金といふのがこれからどういふ方向に行くのか、非常に危惧をいたしておる者の一人でありまして、財政の窮乏といふことでだんだんだんだん圧迫をされる。あらぬ方向に行つてしまつては相ならぬといふことを危惧するものであります。が、国民年金審議会の意見書、六十年二月二十二日の国民年金審議会、この中に「今回の改正は、

公的年金制度の改正等に伴う当面の措置としてやむを得ないものと考へる。」云々とございまして、答申の中に、農業年金制度の改正についての社会保障制度審議会の答申、この中に明確に、後段の方であります。が、「他の公的年金制度を大きく超える国庫負担を投入しても年金財政の確立は望み得ない状態にある。よつて早急に本制度の趣旨、目的にまですかのほつて、根本的な検討を行うことを強く要望する。」といふ六十年、ことしの三月にこういう答申が出ておる。

我々も、農業者の立場に立ちますといろんな主張はあります。今回の改正でも、大分今まで言われたことが改正になつて、それなりに評価をした点もありまして、何といひまして農業収入の少ない中で掛金が高くなる、また年金額も少なくなるというところがありますから、非常に強く先ほど来何点かについて申し上げておるわけがあります。

しかし、この制度はほかの公的年金以上に非常に難しい年金財政にある。「根本的な検討を行うことを強く要望する。」といふことなんですけれども、根本的にこれを検討しますとどういふことになるのかといふ、これは先のことですから、今具体的に何をどうだといふことは言えませんが、政治家として、この農業年金に知悉する大臣にあるかといふことは十分にわきまえた上に立つて、この年金制度の根本的な検討といふことではあります。しかしこの根本的な検討といふことも、法の制度、老後の保障といふことと構造政策といふことについて、どつちに比重を置く、そういうことではなくて、あくまでもこの法の精神、法の目的といふものを貫き通す、こういう改正である、こういうこと以外を考へていないといふ大臣のひとつ明確な御答弁をいただきたいものだと思ふんであります。が、いかがでしょう。

○國務大臣(佐藤守良君) お答えいたします。

今後におきましては、農業年金制度を長期的に安定した制度として維持するとともに、先ほど

先生が御指摘の経営者の若返り、老後の保障等、そういう政策的年金としての役割を高める観点から、給付と負担のあり方、経営移譲年金の支給開始年齢等の制度の基本的枠組みにかかわる問題等について、部内に設けられております研究会等で十分検討したいと考へております。

○下田京子君 私は、今回の法改正のまず特徴を申し上げたいと思ふんですが、給付水準の引き下げ、それに保険料大幅引き上げ、そして国庫負担を引き下げるといふ、まさに三大改革を進めるといふところにある、これは指摘しておきたいと思ふんです。

最初に確認したい点は、そこでその給付水準の引き下げが一体どういふことになるのかという実態であります。局長、いいですか、二十歳で四十年間、目いっぱい加入した農業者の経営移譲年金額が幾らかという問題。これは現在で単価三千七百四十円、四十年間という格好でいきますと、月額が十四万八千四百円。ところが、今回法改正によりまして段階的に給付は下げていくんだ、その際に引き下げられた単価は二千二百三十三円、四十年間で計算してもらへる年金額は八万九千三百二十円。しかも、これは特定譲り受け者に移譲した場合であります。サラリーマンの後継者に移譲した場合には、この単価二千二百三十三円の四分の一がカットされますから、何と六万七千円にしかならない。ですから、今回の引き下げといふ法律は、現在と比較いたしますと、実にサラリーマン経営移譲といふ場合の年金額は何と五五％もダウンする。事実ですね。

○政府委員(井上喜一君) ただいま数字を挙げてお話しになりました点は、そのとおりでございます。○下田京子君 そこで大臣にお尋ねいたしますけれども、今申し上げました数字、大変驚くべきものなんです。先ほど来から他の委員の御質問に對する答弁を聞いていますと、経営移譲年金といふものをどの程度の水準に置いたか。しかも、サラリーマン経営移譲年金の場合にも、それは老後

生活に支障を来さない水準と考へてセツトしたんだと、こう言われているんですが、本当かということなんです。

私、ここに資料を持ってきておりますけれども、五十九年の生活保護の際の最低生活保護基準、それが幾らかということですね。これは老人二世帯で、男性六十四歳、女性が六十一歳でもつて、五十九年度の単価で生活扶助、これだけとりましたら、三級地です。つまり農耕地帯であつても七万三千五百四十八円なんです。それが一級地になりますと八万九千六百八十八円です。これはもう大変だ。

しかも、このサラリーマン後継者への経営移譲といふのは全体で約五割にも及ぶものでしょう。しかも、月額六万七千円といふのは四十年間目いっぱい加入してもらへるものですから、四十年に満たない人たちはその水準よりもさらに下がるということなんです。まさにこれでは生保以下の水準といふこと、つまり憲法でも保障しております健康で文化的な最低生活保障、これすらも脅かすことになるんじゃないでしょうか。

○國務大臣(佐藤守良君) 下田先生にお答えいたします。

経営移譲年金の給付水準につきましては、厚生年金の給付水準の適正化に即しまして、昭和六十年年度以降二十年かけて段階的に改定することとしております。そんなことで、保険料納付済み期間が延びるために、一定の年金水準が確保され、それに資産等による収入を加えれば、農業者の老後生活の安定を図ることは可能であると考へております。

○下田京子君 全く真剣に考へていない答弁であるし、制度そのものの持つてゐる、今また私が指摘したことを大臣、理解しているのかしら。四十年かけて、その二十年後の水準がどうなのかといつたら、この六万七千円でしょう。これは今の生活水準をはるかに下回るものだといふことを言つてゐるわけなんです。問題点をはつきりさせますけれども、いいです

か、大臣。今言ったのは、最低保障でやらなければならぬのに、本来は最低生活を保障した生保、これよりもさらに二万円近く劣っている。さらに四十年掛けて、最も高率の六万七千円という問題点です。いろいろ問題あるんだけれども、こういう問題を持っているというのは事実なんです。そうでしょう。

○政府委員(井上喜一君) 六十歳から六十五歳までの間に支給されます年金は、これは経営移譲をした場合でありますけれども、経営移譲年金がございまして、これは厚生年金並みということで算定されるわけでございます。今回の改正は、農業所得が十三万一千円ということで算定いたしますので、八万九千円、九万四角の支給になるわけでございますが、四分の一の格差がつきます場合は、今お話がありましたように六万七千円ですが、その程度の数字になるわけでございます。

これは、この六十から六十五歳までの間は加入者個人に即しまして年金額が決まるというふうな仕組みになっておりますので、そのようになるわけでございますが、ただ、その水準でございまして、生活扶助基準額と年金額を比較されたわけでありまして、生活扶助基準額といふものは財産もゼロ、貯蓄もゼロという場合の最低生活費でありまして、農業者年金の場合にはある程度の貯蓄でありますとか、家屋、家具等を持っているのが通常でありますので、これを直ちに比較をしまして、この差をもって云々といふのは必ずしも適当ではない、そんなふうに考えます。

○下田京子君 必ずしも適当であるかいかではなくて、現実にはその水準以下だということも事実でしょう。しかも経営移譲年金というのは、農業をやめても老後生活ができる年金というところにあるんじゃないですか。だから、厚生年金並みといふことが出てきたんじゃないか。

その厚生年金並みということで先ほどからお話がありますけれども、確認したい点は、その算出なんです。一つは、定額部分と報酬比例部分から成り立っている厚生年金の算出に当てはめまし

たと、これが厚生年金並みと言われている根拠だと思ひます。そのことにより、今経営移譲年金単価であります三千七百十円というものをどうやって算出したかという点、定額単価を二千四百円と見て、それに十三万一千円の平均報酬月額百分の一ということと千三百十円をプラスするという格好で出てきたものでしょう。ところが、給付が引き下げられた後の経営移譲年金単価の二千二百三十三円というのはどうやって計算したかと言え、それに一万三千百円の部分の千分の七・五です。それで九百八十五円をプラスして出したんだと、こういうことでしょうか。

○政府委員(井上喜一君) 厚生年金並みといふのは、結果的に農業所得を厚生年金の標準報酬月額として計算いたしました場合に水準が同じになるように、そういうことにしたわけでございまして、農業者年金の場合は保険料の納付済み期間掛ける単価ということになっておりますので、今おっしゃったことで、私ちょっと詳細にも少しフォローする必要がありますかと思ひますけれども、原則的によろしいんじゃないかと思ひます。

ただ、この格差のつきまじった年金を受ける人といひますか、格差のついた年金を受ける人の年金額と生活扶助の金額の比較がございましたけれども、サラリーマン後継者を持つ場合、サラリーマン後継者といひますと、いわゆる安定職業農家等が中心になろうかと思ひますけれども、同居ないしはそれに近いような形の家庭が大部分でありましようし、また経営移譲いたしました場合にはやはり農作業等も手伝うということもあろうかと思ひます。そういうことを考えますと、ただ金額だけを比較するといふのは、これはやっぱり必ずしも適当ではないのでありまして、要するにその生活の中身が違ふわけでございまして、この単純な比較といふのはできないのではないかと、このように存じております。

○下田京子君 一万三千百円のところは十三万一千円なので訂正しておきますが、しきりに生保との関係で言われたことを気にされておりますけれども、経営移譲年金というのは農業をやめても老後生活ができるということになれば、憲法で保障した最低生活なんです。最低生活よりもそれが下がるといふことを、同居しているとか、やめても農業をやれるだろうとか、貯金があるだろうとかといふのは、それは推定の話で、年金設計上、制度上は適用しない話なんです。それはもうはっきりさせておきます。

それから、移りまして、厚生年金並みということによりまして起こされた問題が何かということなんですけれども、今回の農業者年金の改正の中身というのは、定額部分で二千四百円を千二百五十円と、四五%減額してあります。それから、報酬比例部分では、千分の十を千分の七・五という格好で二五%減額してあります。つまり、今回の農業者年金改正の問題点というのは、定額部分でカット率が大いといふことで、低所得者層への打撃が大きくなるわけですね。これが問題の一つなんです。

つまり、それに低所得である農業所得ですね、低い農業所得を農業者年金の単価を計算する際に当てはめたということによりまして、厚生年金が三六%ダウンなのに、その問題のある厚生年金よりもさらにダウンが大きくなって四〇%ダウンというふうなことになる。こういう問題が指摘できますね、局長。

○政府委員(井上喜一君) 確かに今回の改正では、定額部分がより多く引き下げられております。四八%程度の引き下げ、それから報酬比例部分が二五%、こうなっておりますので、所得の低い人がより大きな影響を受ける、そのような内容になるかと思ひます。

○下田京子君 農業所得の水準がいかにか低いといふことなんです。厚生年金並みとおっしゃいますので、厚生年金の標準報酬月額とずっとこれを歴史的に比べてみてどうなのかということでお話し申し上げますけれども、四十九年改正当時、農業所得は七万六千

円、厚生年金の標準報酬月額というのが八万四千六百円ですから、その比率は八九・八%でした。ところが、年々下がりました。今回は農業所得の方十三万一千円に對しまして、何と厚生年金の標準報酬の方二十五万四千円ですから、その割合は五一・六%という格好で、どんどん格差が広がってきているといふことがわかるわけですね。つまり、これだけ所得格差が広がっていることは、受け取る年金額でも年々格差が広がっていることになるわけですね。そうでしょう。

○政府委員(井上喜一君) 確かに農業者年金の平均農業所得と、それから厚生年金の標準報酬月額を比べますと、四十九年改正時では厚生年金の標準報酬月額を一〇〇にいたしますと、農業者年金の方は八九・八でございまして、今回では同様な計算をいたしますと五一・六ということになっております。格差が開いてきているということになってございまして、これはまさに一般のサラリーマンの方の報酬が上昇をするのに對しまして、農業所得の方は停滞をしている、こういうことでございまして。

○下田京子君 サラリーマンの方が絶対的に上がっているかどうかという議論はまた別ですが、厚生年金並みといふことは、単に算式に、厚生年金を算定するときの算定方式に当てはめたという理論じゃないんです。つまり、老後の生活をいかに安定させるかという創立当時のそういう考え方というのが生きているわけだと思ひます。私はその経過を指摘しますけれども、これは四十九年法改正の際に、農業者年金制度研究会の報告でこのように述べているんですね。「年金給付水準の改定」というところで、「給付水準の改定については、近年農業所得が停滞している事情もあるため、年金給付水準の基礎となる農業所得の算定にあたっては、本制度のもつ政策的な課題をも十分考慮して調整を行なう」と、こういうふう

に指摘しておりますし、この指摘はなぜ出てくるかといふと、そもそも先ほど申し上げましたように、農業者年金制度が充足されたときの、創立当

時の理念ではつきり述べているわけです。

当時の倉石農相がこう言っています。提案理由の説明の冒頭に、「近年におけるわが国経済の高成長のうちにあって、農業がその生産性の向上をはかりつつ国民食糧その他の農産物の安定的な供給を行ない、農業者に他産業従事者と均衡のとれた所得と生活水準を実現し得るようには、農業と農政に課せられた基本的課題であります。」こう言っているんです。ここから出発しているんですよ。ですから、何度も申し上げますけれども、厚生年金並みというのは、いわゆる算定方式を厚生年金のやり方に当てはめたというんじゃない。この所得の低い農業者に対して若後暮らせる年金をどうするかというところから生まれたんだ。これは変わってないでしょう。

○政府委員(井上喜一君) 農業所得を他産業従事者並みの賃金に相当するものにするというのは、農政の基本的な目標であると思います。

農業者年金制度は、そういう政策の一翼を担うものでございまして、そういうのを含めまして、各種の施策によりまして農業所得を他産業従事者の賃金に均衡させていくような努力はしなくちゃいけないと考えるわけでございまして、具体的に農業者年金の制度の中におきます農業所得をどのように考えるかということにつきましては、やはり最近までの農業所得の推移等を勘案いたしまして、一応実現可能といえますか、現実的なそういう所得をもって平均農業所得とすべきであるというふうに考えるわけでございまして。

○下田京子君 私が言っていることに答えてください。低い農業所得に何で置いたかという話です。

ちょっと確認したいんですけども、今度は六十五歳以降ですよ、六十五歳以降の農業者年金の支給額と、それから現に厚生年金並みと言われているんですが、その十三万一千円のサラリーマンの場合の支給額と比べてみたいと思うんですけども、経営移譲年金分はこれは八千九百六十四で、それから農業者老齢年金というのが二万二千三百

十六円で、国民年金の付加年金分が八千円で、それで国民年金が御夫婦で十万円ということになりますと十三万九千二百三十二円、こうなりますね。サラリーマンの方はどうなるかというと、十三万一千円の給料を、改悪されたもの、千分の七・五で掛けまして四十万ということになりますとこれは三万九千三百円で、それに同じように国民年金御夫婦十万円をプラスすれば十三万九千三百円と、ほとんどこの点では同額になるわけなんです。

ところが、保険料の方はどうかとなりますと、農業者の場合に、これは六十二年の一月時点ですけれども、農業者年金の保険料は八千円でしょ。国民年金の方の保険料はどうかというと六千八百円掛ける二人分ですね、それで一万三千六百円、それに国民年金の付加年金分四百円足さなきゃならない、そうしますと合計で二万二千円、六十二年一月時点で掛けなきゃならない。それが六十六年の一月時点になりますと、二万七千六百円にもなるんですよ。一方、厚生年金の場合はどうかといえますと、十三万一千円の給料取りが、六十二年一月時点で千分の十二・四に変わります。その半分が事業主負担ですから、本人はその半分ということになりますよ。ですから、そうやって計算していきますと八千二百二十二円、同じ十三万九千何らかの年金額を受け取るのに、農業者年金の方は何と六十六年一月一日では二万七千六百円も払わなきゃならないということになる。ところが、厚生年金の方は八千二百二十二円で済む。ですから、厚生年金に比べまして掛金は何と三・四倍という格好になるわけなんです。事実でしょう、これ。事実の確認。

○政府委員(井上喜一君) お答えいたします。

私は何倍になるかはよくわかりませんが、けれども、今の具体的な数字につきましてはそのとおりであります。

○下田京子君 そういう倍率は簡単ですから、八千二百二十二円に二万七千六百円だから、すぐわかるでしょう。大変なものを六十六年一月以降農家

が負担していくわけです、二万七千六百円というものを。

これは、農業所得に占める割合はどのくらいかとなりますと、一カ月十三万一千円の農業所得で二万七千六百円の保険料を支払うということは、何と二・一％にもなるものを負担しなきゃならないわけですから、もう農家の負担能力を超えているというふうに指摘せざるを得ないです。どうですか。

○政府委員(井上喜一君) これは今、農業所得を基礎に言われたわけでございまして、農業所得で、農業者年金の保険料負担を計算してみますと、年間どの程度の負担になるかということを見ますと、農業所得では、これは昭和六十六年の段階でございまして六・六％、それから六十二年の段階でありますと四・七％でございまして、また、国民年金の保険料を農業所得から充当していくという考えもあるかも知れませんが、より制度の趣旨に照らして言えば、農業所得の中から負担をしていく、支出をしていくという考えをとる方がより妥当であろうと思います。そういうことで計算をいたしますと、年間の負担で見ますと、六十二年は五・一％、六十六年は六・四％と、こういうふうになるわけでございまして。

○下田京子君 いろんなすりかえとごまかしを今お話しされましたが、農業者年金を幾らもうかという点で、一カ月十三万一千円の所得に対して月々払う保険料は二万七千六百円だということは事実じゃありませんか。今お話しになりましたところの一つ一つを申し上げたいところですが、私が月に置いているものを年額にすりかえたというそのごまかしは何かというと、月額の際にはボーナスを除いて計算しているんですよ。それが年額の場合にはボーナスも含めて、より割合を低く見せるような作業をしたという点のすりかえ。それから、農家所得で見なきゃならないというお話なんですけれども、これも大変なもので、農家所得ということ言うなら、そこには被用者の所得が入っているんですよ。うなずいていま

す。そうでしょう。そうしたら、農家所得の場合には被用者年金の保険料も加えなければ正しくないんですよ。しかも、はつきりしていることは、農業者年金と国民年金の保険料というのは農外所得でやりなさいということじゃないんですよ。農業所得で支払うのが筋でしょう。

さらに、過去、再計算の際に、農家の負担能力を考慮いたしまして、現実には平準保険料、つまり本来必要な保険料をいかに低く抑えるかというふうなことで苦勞もしてきているわけですよ。そういう点から見ますと、もう素直にお答えいただきたいこと、そういうすりかえはまずいと思います。そうでしょう。

○政府委員(井上喜一君) 私は事実を申し上げているわけでございまして、確かに計算の方法としてはいろんな方法があるかと思えます。ただ、農家負担という点から見れば、特に国民年金などの場合は専業農家で農業所得しかない農家はともかくとして、他の収入のある農家につきましては、やはり農家全体で見ているのが妥当ではないかと、こういう趣旨から申し上げたわけでございまして。

農家の保険料負担は、今度は確にかなり重くなるわけでございまして。これを平準保険料で見ますと一万三千円余になるわけでございましてけれども、やはり農家負担の現状等考えまして八千円というところ、昭和六十二年で八千円ということにいたしましたわけでございまして。また、それ以降、六十六年までにおきましても、まずその一割程度、八百円を加算していくと、こういうことになったわけでございまして、私どももいたしましては、給付と負担の適正化という要請はありますけれども、農家負担の現状を考えまして、先ほど申し上げましたような保険料にいたしたいということを考えたわけでございまして。

○下田京子君 いろんな考え方があって、またごまかしちゃいけませんよ。農業者年金と国民年金の保険料というのは農業所得で支払うのが筋でしょう。そんなのごまかしちゃいけないです

よ。しかも、農業所得の中での保険料の占める割合といふのは、ほとんどふえていくというのも、これも事実でしょう。四十五年当時は一九九、それが今は六・一％になつて、最終的には、いいですか、十三万一千円の農業所得だということに對して支払う保険料が一萬一千二百円、これは何と八・五％になるわけですよ。そういう点で大変問題があるし、今お話しになりました平準保険料が高いので、何か軽減しているようなお話をされておりますけれども、では一体現行どおりの国庫負担でいつたときに平準保険料は月額幾らになるかといふことなんです。幾らですか。

○政府委員(井上喜一君) 現在、今回の改正の基礎になります平準保険料が一萬三千二百三十八円でございますけれども、補助体系を變更しないといふことでありますと一萬一千三百円ということになるわけでありまして、

○下田京子君 そうしますと、一萬一千三百円で済むものを一萬三千二百三十八円にしたということとは一体何によつて起きたかといふと、今私が申し上げましたように、今回の国庫負担の改題、つまり補助率の引き下げによつてその分だけ、約二千円近く農家の保険料にはね返つていくということとを、いみじくもはっきり示したわけじゃありませんか。

○政府委員(井上喜一君) 平準保険料としてはそのようになるわけでございますが、具体的な保険料の額につきましては、農家負担等を勘案して決めるということにいたしておりました、昭和六十二年におきましては八千円ということにいたしましたわけでございます。

○下田京子君 ですから、その農家負担なるものが所得に比べてもう大変なアップですよといふことで申し上げましたでしょう。

今のことでちよつとお尋ねしたいんですけれども、じゃ一体拠出時補助金が今回カットされたのですけれども、拠出時の補助金が一体どういう理由で今までつけられていたのかといふこと、どんな理由でついていましたか。

○政府委員(井上喜一君) 拠出補助につきましては、これは農業者年金制度が発足するということがございまして、その加入を促進するという意味と同時に、やはりある程度の年金をいたしまして資産を持つ必要が健全な運営上必要であらう、こういうことで、拠出時保険料を拠出したします場合に補助がされていいたと、このように理解をしております。

○下田京子君 詳しくはまた後に譲りますけれども、私これだけは指摘しておきますよ。四十九年改正でこの拠出時補助が盛り込まれたと思ひます。それはどうしてかといひますと、その中に制度改正を検討した農業者年金制度研究会の検討結果の中で、その3で「保険料および財政方式」といふ項目があるんですが、そのところにこう書いてあります。「今回、年金給付水準を改定した場合、これに伴ひ保険料の引上げを行なわざるを得ないが、保険料の水準は、農家の負担能力、他制度における引上げの実態、国の助成強化の程度等を考慮して決定する必要がある。」つまり保険料の水準は農家の負担能力等を判断してやらざるを得ない、そういう点で不足分は国が助成して強化して対応しないか、こういうことだったと思うのです。それだけお答えください。

○政府委員(井上喜一君) 補助の場合には、もろもろの理由がありましてこの補助制度ができた上がつたと思ひますけれども、私も承知しておりますのは、加入をさらに促進していくといふことと、健全な基金の運用をするために当初の資産をつくる、これが主たる理由であつたといふふうに理解をしております。農家負担その他いろいろな事情があつたといふことも私も承知してはおりますが、いわけでございます、そういうものもその要素の中に入つた上であるといふことを、私といたしましては否定するものではございません。

○喜屋武眞榮君 私は、確認をしながら理解を深めてまいりたい、こういうことでお尋ねいたしますので、ひとつよろしく願ひします。

いんですが、この農業者年金制度を分析しますと、農業経営の近代化と農地保有の合理化に寄与するといふこととで農業者の老後の生活の安定、そして福祉の向上に資する、この明確にうたわれておるわけですが、そのことが農民にも恩給をと、こういう愛情があるわけですが、この立法の趣旨からいへば、農業者の老後の保障の充実が主眼であるべきと私は理解いたします。ところが、その経過を、しかも今回のこの改正の趣旨に照らして、その運用の実態は構造政策面の効果を考えた運用が中心になつておるのではないかと、こう思われてなりません。老後保障が軽視されていふように、はつきり申し上げまして、こういうふうには私は理解いたしたい、そのように理解したいので、大臣。

○政府委員(井上喜一君) 農業者年金制度の趣旨は、この農業者年金基金法の法律の第一条にありますとおりでございます。国民年金の付加年金という位置づけで、その上で農業者の老後の生活の安定と、それから福祉の向上に資すると同時に、農業経営の近代化あるいは農地保有の合理化に寄与する、こういうことでございまして、いづれが主でいづれが従といふことではないわけでございます。まして、相互に非常に密接に関連をしております、そのような位置づけになつておるわけでございます。

ただ、最近におきます農業者年金をめぐる状況につきましては、年金財政は今の時点では長期に安定をしていけるといふふうには言えない状況でございます。まして、長期の安定を目指して改善策を今後とつていく必要もあるわけでございます。かつまた、公的年金制度の改正といふことも行われておりました、二十年をかけた現在給付水準を漸次下げていくといふふうな改正もしてはいるわけでございます。

この農業者年金の発足以来の考え方でありまして、厚生年金並みといふことからはなれても、公的年金制度の改正の趣旨を踏まえる必要があるかと思ひます。また、構造政策的な効果といふ点

から見ましても、経営上の実態から見まして検討すべきことが多々あるわけでございます。そういった問題を踏まえて今回の改正をいたした、こういうことでございます。

○喜屋武眞榮君 そうしますと、今の御説明からいへば、現状においては老後の保障第一といふよりも構造政策の面にウェイトを置いてやってきておる、やむを得ないといふ、このように受けとめていいですか。

○政府委員(井上喜一君) 私が申し上げておりますのは、この年金の給付といふことと構造政策といふのが密接不可分に結びついておるということでございます。一方におきまして構造政策的な効果を高める必要がありまして、他方におきましては老後の生活とさらに密接不可分に関連をしております。この二つを申し上げておるわけでございます。

年金制度は、これは年金保険といふ今は仕組みをとつておりますので、国庫の補助はありますけれども、やはり保険料負担といふこともあるわけでございます。そういうことを念頭に置かしまして、年金財政の長期安定といふことも考えていく必要があるわけでございます。全体総合的にそういう問題を考えて、個々の事項につきましては改正を考えていくべきだろうといふふうに考えているといふことでございます。

○喜屋武眞榮君 ざばり私の質問に答えてくださらないことは非常に不満であります。あなたのおっしゃることはわからぬわけでもありません。

それでは、今の質問とも関連がありますが、社会保障制度審議会の今までの答申の中で、社会保障制度のあり方として疑問があると指摘されておるわけですね。その答申の中で、農業者年金制度については「これまで繰返し社会保障制度としてのあり方から見て疑問がある」と述べてきたという指摘をしておるわけですね。社会保障制度審議会として指摘をしてきたといふこの指摘の

内容はどうかということですか。

○政府委員(井上喜一君) 国民年金審議会、それに社会保障制度審議会、両審議会ともいづれも同様の趣旨の答申をこれまでいただいているわけでございます。

ちょっと長くなりますけれども、前々回ぐらいから申し上げますと、昭和五十四年の社会保障制度審議会の農業者年金基金法の一部改正についての答申でございますが、「本制度は、農業政策上の観点から特に手厚い国庫の負担を受けているものであるが、今なおその政策効果は明らかにされていない。そのうえ、保険原則や他の公的年金制度への影響を十分に考慮しないままに、諮問案にみる如く任意加入者について安易な条件での適加入を認めるようなことは、多くの問題を残すこととなる。」というようなことを言っております。

それから、その後、昭和五十六年でございますが、「農業者年金制度は、専業農家の後継者の確保、経営者の若返り等農業政策上の要請に応えることを主眼とするものであるが、年金保険という形態をとる限り、長期的財政見通しに立脚することが不可欠である。今回の財政再計算の結果によれば、近い将来、年金財政上ゆゆしい事態が生ずることは必至とみられるので、この際、農業者年金制度そのもののあり方について、抜本的検討を行わねばならない。」、こういうのが今回の答申に連なってきたわけでございます。

「本制度については、本審議会は、これまで繰り返し社会保障制度としてのあり方からみて疑念を述べるとともに、年金財政の確立を強く求めてきた。特に、昭和五十六年の答申においては、近い将来、年金財政上ゆゆしい事態が生ずることは必至であるとして、制度の抜本的検討を要請したところである。しかるに、その後見るべき対応がなされず、今日に至り、他の公的年金制度を大きく超える国庫負担を投入しても年金財政の確立は望み得ない状態にある。」という非常に厳しい指摘を受けたわけでございます。

私どもといたしましては、現行の制度が抱えている

おります問題の解決のために今回の改正案もその一環として提案したわけでございますけれども、なお根本的な解決にまでは至っていないわけでございます。

この審議会の答申の趣旨は、やはり年金制度は長期に安定した制度としてこれから運営をしていく必要がある、その場合にはそういった対策を基本的な立てる必要がある、このような趣旨で答申されているというふうに我々は理解しているわけでございます。そういう答申の趣旨に沿いまして今後さらに基本的な問題について検討を進めていきたい、このように考えているわけでございます。

○喜屋武眞榮君 それでは今の御答弁に対して、そのような審議会の答申で具体的に指摘されたことに対してどのように対処してこられたか、そのことをお聞きします。

○政府委員(井上喜一君) まず、給付水準でございますが、これにつきましては、公的年金制度の改正に準じまして農業者年金制度におきましても給付水準を二十年かかまして適正化をしていくということがございます。それからまた、経営移譲をいたします形態によりまして、その後継者のいわゆる農業とのかかわり合いの程度によりまして四分の一の格差を設けるようなような改正をいたしております。また、保険料につきましては、これは農家に保険料負担を多くする結果になるわけでございますけれども、保険料につきましては昭和六十二年度には八千円、それからそれ以降八百円を追加いたしまして六十六年まで参る、このようなことをいたしたわけでございまして、私どもといたしましては、できる範囲といえますが、現実的に可能な範囲におきましては、年金財政の健全化のためのそういうような措置を検討してきた、その中で実現可能なものについて今回の改正案の中に織り込んだ、こういうことでござい

ます。

○喜屋武眞榮君 そうすると、今までの答弁をお聞きしまして私はこのように理解したいんですが、

が、いいですかね。この法の目的と審議会の答申を結びつけた場合に、結局こういうことが判断できると私思っております。審議会の答申からしますと、この改正案の目的とする農業者年金制度の長期的安定を図るという趣旨と目的があるわけでしょう。その目的と照らし合わせて見た場合に、どうも先行き長期的安定を図る目的にはずれ違ひがある、沿わないのではないかと、こう私はお聞きしながら思っておりますが、そのように受けとめていいでしょうか。

○政府委員(井上喜一君) 今回の改正につきましては、公的年金制度の改正の趣旨を踏まえまして、農業者年金制度の給付と負担の適正化を図り、制度がより安定的に運営できますような、そういうことを考えて改正したものでございまして、あわせまして、より構造政策的な効果と年金制度を結びつける、そういう意味におきまして、年金給付につきまして年金額に一定の格差を設けるというようなことも導入した、こういうことでござい

ます。

○喜屋武眞榮君 何回聞いても同じような答弁がはね返ってきますので、このあたりでとめておきます。

次は、沖縄との関連に結びつけて聞きたいと思

います。

この農業者年金制度が沖縄に適用されたのは、本土と一年おくれで、沖縄の本土復帰に結びついたわけなんです。ですから、十四年経過しております。その間に、私が思うのに、沖縄においても農村に定着しておるのではないかと、こう見ております。そのことを、十四年の経過を政府の立場からごらんになって、政策年金としてどのように評価しておられるか、このことをまずお聞きしたいと思います。

○国務大臣(佐藤中良君) 喜屋武先生にお答えいたします。

沖縄県につきましては、先生御指摘のとおり、本土復帰に伴いまして一年おくれでこの制度が適用されたわけでございます。そんなことで、五十

九年の三月末現在におきましては、年金への加入者は約六千六百名、経営移譲年金の受給者約三千二百名となっております。他の道府県と同じように、本制度は沖縄の農村に定着してきていると考えております。

また、本制度につきましては、経営移譲の促進を通じて四つの大きな役割を果たしておると思

います。もちろん不十分な点もございますが、四つの点と申しますのは、事業経営の細分化防止、あるいは中核農家の規模拡大、農業経営主の若返りをしますとともに、農業者の若後保障に大きな役割を果たしていると考えております。

○喜屋武眞榮君 この法が健全に伸びていくためには、何と申しまして、年金財政の健全性というところが最も大事であると私は思います。財政の健全な運営を確保するためには現状の認識、いわゆる加入と未加入の状況がどうなっておるか、こういった未加入者の加入促進を徹底させるということが最も大事であろうかと思うのです。

そういう点から、あらましで結構ですから、本土の全体の加入者の実態、それから未加入はどうなっているか、この点、まずお聞きしたいと思

います。

○政府委員(井上喜一君) 全国の未加入者は二十四万人でございまして、約一割の者が未加入になっている、こういうことでござい

ます。その加入を促進していくことはこれから非常に重要なことでございますが、私どもといたしましては、一般的にはパンフレットでありますとか広報紙を通じて加入を促進しているわけでござい

ますけれども、より属人的には、経営移譲を後継者にいたしますような場合には、その後継者が未加入の場合にはその加入を促進するとか、あるいはもう年齢の関係で加入をしなければ農業者年金を受給できないようなそういう人には、その時点で加入を促進している、こういうようなことでござ

います。

また、これは先ほどの御質問にもございましたけれども、県ごとに加入の状況にアンバラ

申し上げたわけでございまして、一般の場合には、全国平均を上回っているわけでありますので、特に特別の理由というのは考えられないわけでございまして、全国的に未加入の理由というものがありますが、そういった理由ではないか、そのよう

合等でございますので、農業協同組合等の担当者を通じて積極的な加入の勧誘がされるようにしなくてはいけない、そのように考えているわけ

たと思います。十分心が通った中で加入の勧誘ができるわけでございます。私どももいたしましたしては、一つには、財政的な裏づけをすること、

す。そういつた必ずしもこれは沖繩だけの問題には  
ありませんので、本土も含めてこの問題に對し  
て大臣、どのようにお考えでしょうか。

○政府委員(井上喜一君) 遺族年金制度につきま

しては、これまで何回も議論がございました。また委員会の附帯決議におきましてもこの遺族年金の検討の項目が入っているわけでございます。ただ、農業者年金といふのは、再々申し上げるようで恐縮でございますが、国民年金の付加年金で仕組まれているわけでございますので、農業者の配偶者の老後保障というのとは国民年金で行われる、こういうことでございますので、農業者年金にさらに遺族年金を仕組むということは非常に困難な実態でございます。

御要望の趣旨には基本的にはお答えできないわけでございますけれども、今回の改正では死亡一時金の支給対象を拡大いたしまして、経営移譲年金を受給した後に死亡した場合にも一定の場合には、一定の場合といふは、死亡時までの受給総額が死亡一時金に満たないような場合にはその差額を遺族に支給をする、こういった改正をしたわけでございます。

○喜屋武眞榮君 今の遺族年金については、ぜひひとつ今後の問題として御検討をお願いしたいと思ひます。

次に、離農給付金の給付状況、支給状況といひますか、このことについてお尋ねしたいと思ひますが、この問題も私は法に対する理解との関連が強いと、こう思つてあえてお尋ねするんです。これも本土もあるわけですが、特に沖縄の特殊事情から沖縄に結びつくケースが大きいんです。沖縄におけるこの離農給付金の支給状況で、これがどうなつておるか、まずそのことをお聞きしたいんです。

○政府委員(井上喜一君) 沖縄県におきます離農給付金の支給状況でございますが、五十九年度末までの累計で、件数では九百二十件、金額で十一億一千百万円でございます。その内訳を申し上げますと、これは五十五年五月十五日までは旧法によるものが大部分でございます。八百五十四件、十億七千万円でございます。その同年の五月十六日以降の新法に基づく分は六十六件で、四千百万円

となつておりまして、最近是非常に減つてきています、こういうことが言えると思ひます。

○喜屋武眞榮君 それでは持ち時間がもう参りましたので、最後に尋ねまして、残りはまた次の予定がありますから、そこに譲りたいと思つております。

今、離農給付金の支給の実態ですね、総額を今おしやつたけれども、実はいろいろ調べておる中で私も気づいたもので、それからいふ身にしみておるわけであります。これはもう一律補助六十二万円です。無条件に六十二万円。この権利を、知らないがゆえに放棄しておる人々がたくさんおるのじゃないかと私は察しておるわけなんです。そういう痛さからお尋ねするわけですが、ぜひそのことも関連しまして、私ももっともと勉強して、一人でもそういった不利益にならぬように努力をするつもりであります。担当大臣とされて、あるいは担当農水省とされて、もつとひとつ生産農家に徹底するように、法的にも理解をして守られていくように努力をお願いしたい、この要望いたしまして、ちょうど時間になりましたので次回に譲りたいと思ひます。

○政府委員(井上喜一君) 御要望でございますけれども、確かに最近離農給付金の支給件数が減少してきておりますが、これは今御指摘がありまして、特定の市町村に偏りまして支給されているということがございますので、この制度を知らない町村があるのじゃないかと思ひます。そういうことを念頭に置きまして、十分こういう制度がありますことを積極的にPRをしてまいりたいと思ひます。

○委員長(北修二君) 本案に対する質疑は本日はこの程度といたします。

○委員長(北修二君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、中西珠子君が委員を辞任され、その補欠として堀出啓典君が選任されました。本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十五分散会

五月三十一日本委員会に左の案件が付託された。  
(予備審査のための付託は三月二十八日)  
一、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

附則

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

附則

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第二条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第三条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第四条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第五条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第六条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

月の標準給与は、同月から昭和六十年九月までの各月の標準給与とする。

(掛金に関する経過措置)

第三条 前条第一項の規定により改定された標準給与の月額を標準とする掛金の算定は、昭和六十年四月分以後の掛金について行ふものとし、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(退職年金等の額の特例に関する経過措置)

第四条 改正後の法附則第八条並びに第三条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法のの一部を改正する法律(以下「改正後の三十九年改正法」といふ)附則第七条の二、第十二条第三項及び第十五条の二第一項の規定は、昭和三十九年十月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付については、昭和六十年四月分以後適用する。

(旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置)

第五条 改正後の三十九年改正法附則第四条第十号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付については適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第三条から前条まで、前三条の規定するもののほか、給付に関する規定の施行に必要事項は、政令で定める。

2 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する



昭和六十年六月二十一日印刷

昭和六十年六月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D